

鳥取県障がい者プランの進捗について（令和5年度）

参考資料 2

1. 生活支援

(1) 相談支援体制の充実・強化等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
1	障がい者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、郡部における地域生活支援センターの設置を町に働きかけます。	県内全市町村において地域生活支援センターを設置済。 ○設置済み：19市町村	障がい福祉課
2	障がい者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援専門員の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、市町村と連携して、相談支援事業所数を増加するなど、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。	地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）により相談支援専門員の数を増やしつつ、フォローアップ研修や現任研修などで資質向上を図ることにより、計画相談支援を利用できる環境を整えた。 <R5受講者数> 相談支援従事者研修（初任者研修）24名、相談支援従事者研修（現任研修）31名、相談支援従事者研修（主任研修）4名、相談支援従事者研修（専門コース研修）7名、相談支援従事者研修（フォローアップ研修）7名	障がい福祉課
3	基幹相談支援センターの設置を促進し、当該センターを核とした、地域の相談支援体制の強化及び相談支援の質の向上や評価を促進します。	県地域自立支援協議会において、相談体制の強化や資質の向上について、評価、議論を実施。 ○第1回地域自立支援協議会 相談体制支援部会 ・日時：令和5年7月19日 ・内容：相談支援専門員の質の向上策及び確保策、主任相談支援専門員のネットワーク等 ○第2回地域自立支援協議会 相談体制支援部会 ・日時：令和6年3月1日 ・内容：相談支援の質の向上策及び確保策、主任相談支援専門員のネットワークの運用状況等	障がい福祉課
4	相談支援に従事する職員に対する研修の実施・情報交換の促進等により、相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、精神科病院等関係機関との連携を図り、障がい者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制を整えます。	身体・知的障害者相談員研修を実施するなど質の向上を図っている。また、地域生活支援事業補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）により、県はその経費の4分の1を助成し市町村の相談支援体制整備を後押ししている。 ○身体障害者相談員研修 受講35人、○知的障害者相談員研修 受講18人、○基幹相談支援センター設置 3圏域（東部・中部・西部） 【事業名：地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）】 高次脳機能障がい者支援拠点機関（医療法人十字会野島病院）に相談支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がいについて専門的な相談を受ける体制を整備した。 ○相談支援コーディネーター 1名（精神保健福祉士）、○R5相談件数 345件	障がい福祉課
5	計画相談におけるモニタリング等の評価を適切に行い、障がい者ケアマネジメントの質を計画的に向上させるため、県地域自立支援協議会の中で相談支援体制の検討を行います。	県地域自立支援協議会において、相談体制の強化や資質の向上、モニタリング評価等について議論を実施。 ○第1回地域自立支援協議会 相談体制支援部会 ・日時：令和5年7月19日、・内容：相談支援専門員の質の向上策及び確保策、主任相談支援専門員のネットワーク等について議論 ○第2回地域自立支援協議会 相談体制支援部会 ・日時：令和6年3月1日、・内容：相談支援質の向上策及び確保策、主任相談支援専門員のネットワークの運用状況等について議論	障がい福祉課
6	判断能力が十分でない障がい者が、自らの尊厳と権利を保持し、障害福祉サービスを適切に利用すること等により、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を進めるため、各圏域に設置している成年後見支援センターへの支援を行います。また、障がいにより、意思決定が難しい状況にあっても、自らの意思を表明でき、またはその意思が適切に汲み取られ、尊厳と権利が尊重されるよう、意思決定支援ガイドラインの活用や普及を行います。	鳥取県成年後見支援センター運営支援事業により東中西の成年後見支援センターに支援を行い、成年後見制度の利用促進を図った。（R5実績：13,500千円＝4,500千円×3センター） また、市町村・市町村社協・地域包括支援センター職員等を対象に研修会を実施した。 意思決定支援の活用や普及を図るため、鳥取県地域自立支援協議会（権利擁護部会）において、各圏域における、意思決定支援の取組状況等を共有し、意思決定支援を推進していくための議論を行った。 ・第1回権利擁護部会 R5.6.13、・第2回権利擁護部会 R6.3.7	孤独・孤立対策課
7	発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援の実施や発達障がい者地域支援マネージャーの配置をするとともに、発達障がい者及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、市町村等での地域支援体制の整備を図ります。また、発達障がい支援地域協議会等を活用する等により保健、医療、福祉、教育、雇用関係機関等との連携・協力を図りながら、発達障がい者支援体制を充実させ、ライフステージに応じた支援体制を構築し、さらに、県民の理解をさらに深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の発達障がいに関する理解・啓発を行います。	地域の相談体制の整備を中心とし、発達障がい児者が豊かな地域生活を送ることを目的として、『エール』発達障がい者支援センターで次の事業を実施 ○相談支援（本人・家族・関係機関等へ助言）・・・1,625件 ○普及啓発・研修・・・295件 ○関係機関との連携・・・119件 ○職員の研修派遣・・・26件	子ども発達支援課
8	高次脳機能障がいについて、支援拠点機関に配置している相談支援コーディネーターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障がいに関する情報発信の充実を図ります。	【事業名：地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）】 高次脳機能障がい者支援拠点機関（医療法人十字会野島病院）に相談支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がいについて専門的な相談を受ける体制を整備した。 ○相談支援コーディネーター 1名（精神保健福祉士）、○R4相談件数 345件	障がい福祉課
9	てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図ります。併せて、診療拠点機関（鳥取大学医学部附属病院）を中心としたてんかん診療ネットワークの構築を目指します。	○(社)日本てんかん協会鳥取県支部が実施する出前講座、啓発セミナー、人材育成研修に係る取組を支援した。 ・出前講座：新型コロナの関係で資料配布のみ、・啓発セミナー：参加者数延べ250名、・人材育成研修：参加者数延べ18名 ○鳥取大学医学部附属病院に「てんかん診療拠点機関」を設置し、てんかんの地域診療連携体制の整備を行った。 ○専門的な相談対応を行うため、てんかん診療支援コーディネーターを配置。（相談件数：15件） ○県内でてんかん診療を行っている医療機関と診療内容及び入所施設の情報について一覧表を作成し、県のホームページで公開している。 ○てんかん治療医療連携研修会として、医療従事者等を対象に研修を3回（各圏域）開催した。参加者数：45名（医師、看護師、薬剤師等） ○市民公開講座を開催し、県民に対して普及啓発を実施した。	障がい福祉課

		<p>利用して当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話等必要な支援を行うものだが、令和5年度は利用実績なし。</p> <p>○医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業 令和2年4月にオープンした東部拠点施設「ナースングデイこすす」の職員が中心となって講師を務め、主に東部地区で勤務する看護師・相談支援専門員らに対して研修を実施。医療的ケアを必要としながら在宅で生活している子どもとその家族の生活を支えるために必要な知識と技術の向上を図り、支援レベルの底上げを行った。全13回の研修に延べ186名が参加。</p> <p>○医療的ケア児等に係る人材確保事業 医療的ケア児等を受入れる事業所の人材確保を図るため、県内で看護教育を実施する教育機関1校において講義を実施するとともに、県内の専門学校を対象に障害児通所事業所の見学会を企画し、1校が参加した。</p>	
16	障がい者が自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要なりハビリテーションや訓練の支援の充実を図ります。	<p>○障がい者福祉従業者等研修事業（R5受講者数） ・サービス管理責任者研修基礎研修：89名、・サービス管理責任者等更新（フォローアップ含む）研修：96名、・サービス提供責任者研修：8名、・障がい福祉サービス従業者研修：20名、・障がい福祉サービス従業者分野別基礎研修：56名</p>	障がい福祉課
17	視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者等に対して、日常生活に必要なトレーニング・指導等を行い、これらの方の生活の質向上や社会参加の促進を図ります。	各支援センターにおいて、歩行訓練等日常生活に必要な指導や、生活に役立つ情報の提供等を行った。	障がい福祉課
18	外出の支援を必要とする障がい者が利用できる居宅介護等事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を増やし、地域間格差なく安心して外出できる環境づくりを進めるため、居宅介護等の従事者養成研修を実施し、人材の育成を図ります。	<p>○障がい者福祉従業者等研修事業（R5受講者（修了者）数） ・同行援護従業者養成研修（一般課程）：44名、・同行援護従業者養成研修（応用課程）：36名、・行動援護従業者養成研修：58名、・サービス提供責任者研修：8名、・障がい福祉サービス従業者研修：20名、・障がい福祉サービス従業者研修分野別基礎研修：56名</p>	障がい福祉課
19	地域生活支援事業費補助金の財源確保について、市町村が積極的に事業に取り組めるよう国に対する政策提案を継続的に行います。	令和5年6月27日に国に政策提案を行ったところであるが、地域生活支援事業費補助金は所要額の約62%（R4実績）に留まっていることから、その財源確保について今後も政策提案を行っていく予定。	障がい福祉課
20	障害者支援施設について、小規模化を進め、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設入所者の生活の質の向上を図ります。また、障がい者の高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホームの整備等を促進し、入所者の地域社会での生活への移行を進めます。	<p>○鳥取県社会福祉施設整備費補助金（R5交付決定の新設、増築の共同生活援助事業所のみ）：1事業所 71,850千円の補助</p> <p>○重度障がい児者利用基盤整備事業：1事業所 23,950千円の補助</p>	障がい福祉課
21	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点について、市町村及び圏域が実施する運用状況の検証・検討を支援します。	<p>適宜、各市町村及び圏域における地域生活支援拠点の現状のアンケート等を実施し、状況を把握するとともに、地域自立支援協議会相談支援体制部会で、各市町村の状況把握や今後の体制づくりの検討、議論を行った。</p> <p>・第1回相談支援体制部会 令和5年7月19日 各市町村の地域生活支援拠点の状況等</p> <p>・第2回相談支援体制部会 令和6年3月1日 各市町村の地域生活支援拠点の状況等</p>	障がい福祉課
22	知的障がい者、医療的ケアを要する障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者などが入居可能なグループホームの整備を促進します。	<p>○鳥取県社会福祉施設整備費補助金（R5交付決定の新設、増築の共同生活援助事業所のみ）：1事業所 71,850千円の補助</p> <p>○重度障がい児者利用基盤整備事業：1事業所 23,950千円の補助</p>	障がい福祉課
23	認知症の方の中には、幻覚、妄想、不安、うつ状態等精神症状を呈する方もいることから、認知症サポーターの養成を推進し、地域の中で、高齢障がい者を見守る体制を整えます。	<p>「認知症サポートプロジェクト事業」の中の「認知症サポーター数拡大に向けた事業」で認知症サポーター養成講座を開催し、県内の企業・団体や住民に対し、認知症に対する知識の普及・啓発を行った。</p> <p>○「認知症サポーター養成講座」開催回数 11回、○「認知症サポーター」養成人数 238名</p>	長寿社会課

(3) 障がい児支援の充実

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
24	障がい児のライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立（横の連携）を進めます。このため、県と市町村は、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、緊密な連携を図り、また、適切な時期に必要な協議が行われるように体制整備を行います。	<p>○医療的ケア児等総合支援事業（医療的ケア児等支援センター設置事業） 令和5年度から、相談を医療的ケア児等支援センターが引き継ぎ、センターにおいて、重度障がい児者及び家族が安心して地域生活を送ることができるよう本人や家族からの相談を受け、必要に応じて関係機関に繋いでいる。</p>	子ども発達支援課
25	難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、手引書の作成を行います。	<p>新生児聴覚検査リファーマの段階からの早期支援の体制を整備するため、手引書を改訂した。また、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するため、各分野の関係者の参画により支援協議会を開催した。</p> <p>○重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関が実施する医療型ショートステイの確保を図るとともに、通常 の障害福祉サービスの報酬に加え、県が独自に受入費用を助成する等、当該医療機関における支援の充実を図った（補助実績：5医療機関）。また、診療所の宿泊受入に係る夜間対応及び人員配置に対して、看護師の夜間勤務人件費相当額の加算を行い、ショートステイ利用の促進を図った。その他、通常 の障害福祉サービスにはないヘルパー等による付添費用を県が独自に助成することで、利用者や保護者等がより安心してサービスを利用できる受入体制の充実を図った。</p> <p>○訪問型レスパイト支援モデル事業 医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住する総合療育センター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを実施することで、総合療育センターのショートステイ利用の集中化の緩和を図った。（補助実績：5回・7時間）</p> <p>○医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図る（松江までの交通費を助成）ことにより、総合療育センターのショートステイ利用者の集中化の緩和を図るものだが、令和5年度は利用実績なし。</p>	子ども発達支援課
26	障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、日中一時支援や短期入所といった保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及びその家族（障がい児のきょうだいを含む）が地域で安定した生活を送るための基盤を整備します。	<p>○訪問型レスパイト支援モデル事業 医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住する総合療育センター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを実施することで、総合療育センターのショートステイ利用の集中化の緩和を図った。（補助実績：5回・7時間）</p> <p>○医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図る（松江までの交通費を助成）ことにより、総合療育センターのショートステイ利用者の集中化の緩和を図るものだが、令和5年度は利用実績なし。</p>	子ども発達支援課

27	児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターによる地域支援の充実を図ります。	○児童発達支援センター利用料軽減事業 ・児童発達支援センターを利用している第2子以降の児童に係る利用料の減免を行った。（対象：39名）	子ども発達支援課
28	保育所等訪問支援を活用できるよう市町村による整備を促進し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。	各圏域の自立支援協議会において、学校等に支援に入る際の学校等との連携に係る意見交換を実施し、保育所等訪問支援を活用できるよう、市町村に働きかけた。	子ども発達支援課
29	重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できるように、地域における人数やニーズの把握、課題の整理や地域資源の開発等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。	アンケート調査を行い、圏域毎の人数や福祉サービスの利用状況及び今後利用を希望するサービス種別、その他の困りごと等を把握し、今後、課題を整理する上での基礎資料を作成した。	子ども発達支援課
30	医療的ケアを要する障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等を行う社会資源の充実を図ります。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他関連分野の関係機関が連携を図り、支援施策を検討するための協議の場を設置します。	○障がい児者事業所職員研修事業 ・令和5年度リハビリテーション関連事業所職員研修により、医療、療育、福祉の関係機関の支援の現状の共有と連携についての基礎的な研修を実施し、35名が受講した。 ・令和5年度鳥取県重度心身障がい児・医療的ケア児事業所職員研修会において、事業所における受入促進を図るため、実際に重度心身障がい児及び医療的ケア児を受け入れる事業所の職員から事業所運営の課題等について講義を実施し、12名が受講した。 ○医療的ケア児等の支援を総合的に調整する人材の育成 ・令和5年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、22名が受講した。	子ども発達支援課
31	障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。また、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受入れができるよう体制整備を図ります。	保育所、幼稚園等においては、特別支援教育研究推進事業費補助金及び保育サービス多様化促進事業費補助金により、特別な支援が必要な子どもの受け入れに際し教員・保育士を加配する費用を助成するとともに、障がい児保育に関する研修を委託実施し、保育・幼児教育の質の向上を図った。（助成施設数：157施設（特別支援17施設+保育サービス140施設））放課後児童クラブにおいては、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）により、障がいのある児童の受入や担当職員の加配に係る運営費の助成を行った。（助成クラブ数：145クラブ）	子育て王国課
32	乳幼児期、小学校就業前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携を深めます。	○乳幼児健康診断（1歳6ヶ月、3歳、5歳）（市町村事業） ・保健師による相談指導、・福祉保健専門機関・医療機関との連携 ○特別な支援を必要とする子どもたちの教育・福祉等に関する意見交換会を開催（3グループ）	子ども発達支援課
33	放課後等デイサービス等の障がい児通所支援実施に当たっては、実施形態を工夫し、関連施策との緊密な連携を促進します。	課題への対応の基礎資料とするため、重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等の福祉サービスのニーズ等を把握するためのアンケート調査や医療的ケア児の受入れ可能な通所事業所の調査を実施した。	子ども発達支援課
34	発達障がい児の保護者やきょうだいについて、ペアレントメンターの活用、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの推進、ピアサポートの充実などを通して相談及び家族支援の充実を図ります。	○ペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者） ・令和5年度現在84名が登録（東部34名、中部25名、西部24名、県外1名） ○ペアレントメンターの活動延べ件数 607件 ・来所相談7件 ・訪問相談136件 ・電話及びメール相談252件、・保護者勉強会159件 ・理解・啓発及びペアレントトレーニングへの協力45件 ・その他8件	子ども発達支援課
35	5歳児健診（発達相談）を実施し、発達障がいへの早期の適切な対応や就学への準備等の支援充実を図ります。	全ての市町村において5歳児健診（発達相談）を実施した。5歳児健診（発達相談）において発達障がい疑われる場合、就学に向けた適切な支援体制を整えるため、保育所や療育機関、医療機関、教育委員会等と連携したケース会議や事後フォローを実施した。（市町村事業）	子ども発達支援課
36	発達障がい児及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児を受け入れる事業所の拡充を図ります。	○地域療育支援事業 障がい児の保護者等の相談に応じることにより、育児不安の解消を行い、家庭生活の継続を支援する。 ○ペアレント・トレーニング講習会 発達障がい児の保護者が親子とのコミュニケーションを学ぶペアレント・トレーニングのファシリテーターを44名養成した。	子ども発達支援課
37	障がい児や同じ病気を持つ子同士の親の会、関係団体等の一覧を積極的かつわかりやすく情報提供します。	○障がい福祉課のホームページに掲載、○鳥取県発達障がい啓発ハンドブックに掲載 ○子育て応援ガイドブックに掲載、○よりよい暮らしに掲載	子ども発達支援課
38	難病の子どもと家族の地域生活について、福祉、医療、教育等の連携により、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援をするため、医師、看護師等の専門人材の育成と、生活支援の中核を担う地域連携拠点の整備を行います。	○「医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業」において、本県と日本財団との共同プロジェクトにより整備した拠点施設へ委託して医療的ケア児等に関わる医療従事者の人材養成、医師等による巡回指導等を実施した。 ・鳥取県医療的ケア児等支援センター：ICT機器支援スタッフ育成研修 ・公益社団法人鳥取県看護協会「ナーシングデイこすもす」：医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修 ○医療的ケア児等に係る人材確保事業 ・医療的ケア児等を受け入れる事業所の人材確保を図るため、県内の看護教育を実施する1教育機関で医療的ケア児等に関する講義を実施したほか、県内の専門学校1校が事業所見学を実施した。	子ども発達支援課
39	強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。	○障がい者福祉従業者等研修事業 R5受講者数 ・行動援護従業者養成研修：58名、・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：121名、・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：81名、・強度行動障がい支援者専門研修：8名	障がい福祉課 子ども発達支援課
40	障害児入所支援について、より家庭的な環境での生活の場を提供するためのケア単位小規模化を推進し小規模なグループによる支援等、施設が地域に開かれたものとするために障がい児の状況に応じた支援体制について検討します。特に、虐待を受けた障がい児に対しては心理的ケアを提供し、きめ細やかな支援を行います。また、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、市町村をはじめとする関係機関との緊密な連携を図ります。	○令和5年12月：移行調整の困難が予想される入所児（重度強度行動障害）について、関係先と協議（児童相談所、皆成学園、県、米子市、倉吉養護学校）。 ○令和6年3月：関係先（児童相談所、皆成学園、県、米子市、倉吉養護学校）と前回以降の対応報告を実施。	子ども発達支援課

(4) サービスの質の向上等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
41	障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進、第三者評価の実施及び結果公表の促進等に努めます。	障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス事業所等の指導監査を計画的に実施。障害者総合支援法の改正（H30.4.1施行）により、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を目的として、都道府県が事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられWAMNETで公表している。	障がい福祉課
		令和5年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業において、評価機関が障がい者福祉施設の第三者評価を12件実施し、県のホームページのリンク先のWAMNET（welfare and medical service network system）に評価結果を公表している。令和6年度も同様に評価機関が実施する第三者評価について、結果を公表する予定。	福祉監査指導課
42	強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを要する障がい児者など専門性が求められるケースに対応するため、必要な研修を実施します。また、困難ケースへの対応など支援が難しいケースについてスーパーバイザーを派遣する仕組みを構築します。	○障がい者福祉従業者等研修事業（R5受講者数） ・行動援護従業者養成研修：58名、・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：121名、・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：81名 ・強度行動障がい支援者専門研修：8名	障がい福祉課
		○「医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業」において、本県と日本財団との共同プロジェクトにより整備した拠点施設へ委託して医療的ケア児等に関わる医療従事者の人材養成、医師等による巡回指導等を実施した。 ・鳥取県医療的ケア児等支援センター ○ICT機器支援スタッフ育成研修 ・公益社団法人鳥取県看護協会「ナーシングデイこすもす」 ○医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修	子ども発達支援課
43	障害福祉サービスの提供に当たっては、県による市町村への適切な支援等、県と市町村が協力・連携を図り、地域間におけるサービスの格差の解消を図るとともに、障害者総合支援法に基づく総量規制等を含め、サービス提供量の適正化を図ります。	第6期障がい福祉計画に基づき、新規施設の整備に対する補助制度を活用しながら、県内各圏域における障害福祉サービスの充実を図った。 ○鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（令和5年度交付決定分） ・共同生活援助事業所 1件 71,850千円の補助（新設）	障がい福祉課
44	障害福祉サービスと医療、地域など関係者間の連携を深め、障がい者が地域で暮らしていくためのネットワークを構築します。	障がい者が地域で暮らしていくためのネットワークの一つとして各圏域等に自立支援協議会が設置されているところ。 ○東部圏域：鳥取市、東部4町（4町が共同設置）、○中部圏域：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町 ○西部圏域：西部（9市町が共同設置）、米子市・日吉津村（1市1村が共同設置）	障がい福祉課
45	鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する障害福祉サービス事業所を認定するなど、質の高い事業所を推奨する仕組みを検討します。	障害者総合支援法の改正（H30.4.1施行）により、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を目的として、都道府県が事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられWAMNETで公表している。	障がい福祉課
46	よりよい障害福祉サービスの提供体制を構築するため、障害福祉サービス事業所に対する指導監査を適切に実施します。	○令和5年度指導監査実施状況（実地監査）48件（実地：西部38件、中部8件 監査：中部1件、西部1件）	障がい福祉課

(5) 人材の育成・確保

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
47	障害福祉サービス、障害児通所支援事業又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の人材養成を行います。また、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等に関する人材育成ビジョンを策定し、研修をはじめとする人材育成を計画的かつ効果的に実施します。	○障がい者福祉従業者等研修事業 R5受講者（修了者）数 ・サービス管理責任者（基礎研修）：89名、・サービス管理責任者（実践研修）：48名、・サービス管理責任者（更新研修）：67名、・サービス管理責任者（フォローアップ研修）：29名、・相談支援従事者研修（初任者研修）：24名、・相談支援従事者研修（現任研修）：31名、・相談支援従事者研修（主任研修）：4名、・相談支援従事者研修（専門コース研修）：7名、・相談支援従事者研修（フォローアップ研修）：7名、・児童発達支援管理責任者（基礎研修）：45名、・児童発達支援管理責任者（実践研修）：33名、・児童発達支援管理責任者（更新研修）：19名	障がい福祉課 子ども発達支援課
		○障がい者福祉従業者等研修事業 R5受講者（修了者）数 ・同行援護従業者養成研修（一般課程）：44名、・同行援護従業者養成研修（応用課程）：36名、・行動援護従業者養成研修：58名、・サービス提供責任者研修：8名、・障がい福祉サービス従業者研修：20名、・障がい福祉サービス従業者研修分野別基礎研修：56名、・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：121名、・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：81名、・強度行動障がい支援者養成研修（専門研修）：8名、・相談支援従事者研修（初任者研修）：24名、・相談支援従事者研修（現任研修）：31名、・相談支援従事者研修（主任研修）：4名、・相談支援従事者研修（専門コース研修）：7名、・相談支援従事者研修（フォローアップ研修）：7名、・障がい者グループホーム世話人研修：263名、・要介助高齢知的障がい者支援研修：11名、・施設入所者地域移行支援研修 実施せず < 1 貸付決定実績 > ※R5年度内に貸付決定したもの ①介護福祉士修学資金等貸付事業 ・貸付決定人数：23名、・貸付決定額：19,857千円 ②福祉系高校修学資金等貸付事業 ・貸付決定人数：0名、・貸付決定額：0千円 < 2 貸付実績 > ※R5年度内に実貸付したもの ①介護福祉士修学資金等貸付事業 ・貸付人数：48人、・貸付額：29,377千円 ②福祉系高校修学資金等貸付事業 ・貸付人数：0人、・貸付額：0千円	障がい福祉課 長寿社会課

49	強度行動障がいの受入事業所等を増やすことにより、強度行動障がい者の安心・安全な暮らしを確保するとともに、家族等の休息（レスパイト）にもつなげます。	○障がい者福祉従業者等研修事業（R5受講者数） ・行動援護従業者養成研修：58名、・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：121名、・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：81名、・強度行動障がい支援者専門研修：8名 ○強度行動障がい者入居等支援事業 重度の強度行動障がい者へ居住支援を行う社会福祉法人等（入所施設）に対し、市町村を通じて運営費の補助を行い、強度行動障がい者の施設等待機状況の解消を図った。（R5補助実績 5市町 7,950千円）	障がい福祉課
50	強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止するため、事業所職員に対して必要な研修を行うとともに、スーパーバイザーの養成など必要な事業を実施します。	○障がい者福祉従業者等研修事業 R5受講者数 ・行動援護従業者養成研修：58名、・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：121名、・強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：81名、・強度行動障がい支援者専門研修：8名	障がい福祉課
51	障害福祉サービス等を継続的に提供できる支援体制を維持するため、県内外に向けた障害児通所支援事業等のPRや仕事体験ツアーの実施及び福祉人材センター等における社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。	○医療的ケア児等に係る人材確保事業 医療的ケア児等を受け入れる事業所の人材確保を図るため、県内の看護を実施する1教育機関で医療的ケア児等に関する講義を実施したほか、 県内の専門学校1校が事業所見学を実施した。 鳥取県福祉人材センター運営事業により社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託して、無料職業紹介事業、説明会、講習会等を実施した。 R5実績：9,349千円、1,631件相談受付、説明会・講習会等21回開催（540人参加）	子ども発達支援課 福祉保健課
52	医療的ケアを要する障がい者の生活を支援するため、介護職員等による痰の吸引等の研修を実施し、痰の吸引等を行うことができる介護職員等の養成・確保を進めます。	○介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修事業（R5実績） ・基本研修：8名、・実地研修：24名、・指導者養成：13名	障がい福祉課
53	発達障がいや医療的ケアを要する障がい者などに適切に対応できる人材を育成するため、事業所職員への研修を行うほか、医療・福祉・教育の連携を進めます。	○事業所職員等研修 重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる事業所職員へ向けて、事業所運営に関する研修を行った。	子ども発達支援課
54	医療的ケアを要する障がい児者支援のための地域づくりを推進するため、分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理・問題提起や地域資源の開発を行う等、医療的ケアを要する障がい児者の支援に関して多岐にわたる役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を養成します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。	医療的ケア児等の支援を総合的に調整する人材を養成するための養成研修を実施し、新たに22名の医療的ケア児等コーディネーターを養成した。また、県地域自立支援協議会（医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会）において、養成研修や人材育成に係る委員等からの意見聴取を実施した。	子ども発達支援課

（6）福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
55	補装具等の福祉用具に関する情報提供を適宜行い、その普及を促進するとともに、市町村職員へ必要な情報提供を行い、日常生活用具の給付に係る市町村間の格差解消を図ります。	補装具費の支給事務に関する通知等について、適宜市町村等関係機関に通知し、情報提供を行った。	障がい福祉課
56	身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬等）の育成支援を行い、また、身体障害者補助犬の受入れに関する普及啓発を行います。	地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）のうち、「補助犬育成事業」において、現在の盲導犬ユーザーに対し、予防接種に係る費用を助成した。	障がい福祉課

2. 保健・医療

（1）保健・医療の充実等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
57	在宅で生活する障がい者が増加していることから、病院・診療所、訪問看護ステーション、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、行政機関等とのネットワークづくりを進めます。	障がい者が地域で暮らしていくための関係機関のネットワークの一つとして各圏域等に自立支援協議会が設置されている。 <設置箇所>○東部圏域：鳥取市、東部4町（4町が共同設置）、○中部圏域：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、○西部圏域：西部（9市町が共同設置）、米子市・日吉津村（1市1村が共同設置） また、各市町村では、障がい者が地域で生活していくための居住支援機能（相談、緊急時受入、体験の機会・場、専門的人材確保、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点を整備し、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供体制を構築しているところであり、今後はこの拠点を基点とした具体的なネットワーク、体制づくりについて働きかけていく。 ○全19市町村で設置済み（圏域設置含む）（令和6年3月末現） ○NICUからの地域生活移行支援事業 NICU等で治療が終了し、自宅移行に向けた児童及びその家族について訪問看護ステーションを活用し、支援を行った。（1事業所） ○医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業 令和2年4月にオープンした東部拠点施設「ナーシングデイこすもす」の職員が中心となって講師を務め、主に東部地区で勤務する看護師・相談支援専門員らに対して研修を実施。医療的ケアを必要としながら在宅で生活している子どもとその家族の生活を支えるために必要な知識と技術の向上を図り、支援レベルの底上げを行った。全13回の研修に延べ186名が参加。	障がい福祉課 子ども発達支援課
58	障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。	○在宅医療の充実を図るため、医療機関等における訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な設備整備を支援した。 ○地域において、医師、看護師、リハビリ職種、介護職種など多職種連携を強化するため、多職種間による意見交換、研修会等に対して支援した。	医療政策課

		<p>○重度障がい児者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児者日中支援事業：34,292千円の補助（市町村間接補助） ・鳥取県型「（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業：6事業所（4市町） 10,790千円の補助（市町村間接補助） ・夜間生活支援員配置事業：2事業所 5,904千円の補助（市町村間接補助） ・在宅重度障がい児者等支援体制強化事業：5市町 1,834千円の補助（市町村間接補助） ・医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業（GHJ）：1事業所（2市村） 888千円の補助（市町村間接補助） ・重度障がい児者利用施設基盤整備事業：1事業所（GH1） 23,950千円の補助 <p>○鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（令和5年度交付決定分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助事業所 1件 71,850千円の補助（新設） 	障がい福祉課
59	医療的ケアを要する障がい児者等の在宅生活を支援するため、医療型短期入所の確保や、重度障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を行います。	<p>○重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業</p> <p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関が実施する医療型ショートステイの確保を図るとともに、通常の障害福祉サービスの報酬に加え、県が独自に受入費用を助成する等、当該医療機関における支援の充実を図った。（補助実績：5医療機関）また、診療所の宿泊受入に係る夜間対応及び人員配置に対して、看護師の夜間勤務人件費相当額の加算を行い、ショートステイ利用の促進を図った。その他、通常の障害福祉サービスにはないヘルパー等による付添費用を県が独自に助成することで、利用者や保護者等がより安心してサービスを利用できる受入体制の充実を図った。</p> <p>○訪問型レスパイト支援モデル事業</p> <p>医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住する総合療育センター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを実施することで、総合療育センターのショートステイ利用の集中化の緩和を図った。（補助実績：5回・7時間）</p> <p>○医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金</p> <p>西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図る（松江までの交通費を助成）ことにより、総合療育センターのショートステイ利用者の集中化の緩和を図るものだが、令和5年度は利用実績なし。</p> <p>○医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業</p> <p>令和2年4月にオープンした東部拠点施設「ナーシングデイこすもす」の職員が中心となって講師を務め、主に東部地区で勤務する看護師・相談支援専門員らに対して研修を実施。医療的ケアを必要としながら在宅で生活している子どもとその家族の生活を支えるために必要な知識と技術の向上を図り、支援レベルの底上げを行った。全13回の研修に延べ186名が参加。</p>	子ども発達支援課
60	医療行為が常時必要な障がい者の地域生活を支え、より身近な地域で医療サービスが受けられるようにするため、地域の医療機関と連携して地域での医療体制の充実を図ります。併せて、難病者や障がい者等に対応できる医療人材（医師及び看護師等）を養成するとともに、地域生活を支える訪問診療所や訪問看護事業所の拡充に努めます。	<p>○医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業</p> <p>令和2年4月にオープンした東部拠点施設「ナーシングデイこすもす」の職員が中心となって講師を務め、主に東部地区で勤務する看護師・相談支援専門員らに対して研修を実施。医療的ケアを必要としながら在宅で生活している子どもとその家族の生活を支えるために必要な知識と技術の向上を図り、支援レベルの底上げを行った。全13回の研修に延べ186名が参加。</p>	子ども発達支援課
61	医療的ケアを要する障がい児等の在宅生活への移行を支援するため、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、急性期病院入院中からの連携や、退院後の訓練やリハビリテーション等を行います。また、障がい者に対するリハビリテーションを行う事業所に対する支援を行います。	<p>○総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、在宅復帰に向けた訓練やリハビリテーション等を実施。</p> <p>○障がい児等地域療育支援事業（施設支援一般指導事業）として、療育機関のリハビリ専門職等を各事業所に派遣し、障がい児者の支援に携わる職員への助言指導を行った。</p>	子ども発達支援課
62	鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成に努めます。	<p>○障がい者等歯科医療技術者養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（第1回）歯科医師5名、歯科衛生士5名を対象に臨床実習を実施。 ・（第2回）歯科医師6名、歯科衛生士9名を対象に臨床実習を実施。 	障がい福祉課
63	人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する継続的な医療が必要な障がい者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実を努めるとともに、通院にあたっては、市町村とともに既存の支援制度の活用を図ります。	<p>障がいのある方の障がいの軽減・除去や機能回復のための医療費助成制度として自立支援医療制度があり、制度の運用及び周知に努めた。</p>	障がい福祉課
		<p>地域の医療機関と連携し、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、訪問相談等を行ったほか、在宅における適切な医療を確保するために必要な訪問看護を提供した。</p>	健康政策課
64	発達障がいの診療体制について、専門医の確保に加えて、地域の小児科医等が専門医と役割分担を行い、身近な地域でも発達障がいの診療を可能とする体制づくりを進めます。	<p>○子どもの心の診療ネットワーク整備事業</p> <p>地域の小児科における発達障がい診療の現状や今後の意向を把握し、地域での診療連携体制を検討するためのアンケートを実施した。</p>	子ども発達支援課

（2）精神保健・医療の提供等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
65	精神保健福祉センターの研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。	<p>○精神障がい者地域移行・地域定着支援事業</p> <p>精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者研修会等で、精神疾患に関する正しい知識の普及を実施した。</p> <p>○地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）</p> <p>精神保健福祉普及啓発事業において、「若者のメンタルヘルス～自分を傷つけずにはいられない『助けて』が言えない～」をテーマに精神疾患について理解を深めるため、「心の健康フォーラム」を開催した。（YouTubeによるオンデマンド配信）視聴申込件数 364件</p>	障がい福祉課

66	精神保健福祉センター及び中・西部福祉保健局（以下「福祉保健局等」という。）において、精神科医及び保健師等による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者を支援します。	保健所並びに精神保健福祉センターにおいて、相談（面談、電話）、家庭訪問を実施した。 ・面接相談：3,536件、・電話相談：5,082件、・家庭訪問：540件 ※保健所並びに精神保健福祉センターの合計数 ※H30より東部圏域は東部福祉保健事務所から鳥取市保健所へ変更	障がい福祉課
67	国の指針を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、各圏域に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、必要な取組について検討を進めます。	○精神障がい者地域移行・地域定着支援事業 地域移行推進会議（代表者会議）、地域移行連絡会（実務者会議）等を開催し、保健・医療・福祉の関係者と精神障がい者の地域移行に向けた課題を共有し、方向性を確認しながら連携して取組を進めることができた。	障がい福祉課
68	県民等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見・差別や過剰な不安を除去する教育・啓発の取組を推進します。	○地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 精神保健福祉普及啓発事業において、若者のメンタルヘルス「自分を傷つけずにはいられない『助けて』が言えない」をテーマに精神疾患について理解を深めるため、「心の健康フォーラム」を開催した。（YouTubeによるオンデマンド配信）。 視聴申込件数 約400件 ○鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業 精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援した。 ・鳥取県家連心のけんこう研修会 参加者53名 映画上映会、・内部勉強会 参加人数6名 動画視聴、意見交換会、・心の学習会 参加者数40名 体験発表、・リフレッシュ講座 参加人数12名 講師を招き講和及びストレッチ体操、・精神障がい者家族相談研修会 年間4回実施。参加者数 各13名、・精神障がい者家族相談ダイヤル 毎月第1・3木曜日に実施（相談件数 16件） ○アルコール健康障害・薬物依存症対策事業 県民に対し、アルコール健康障害について正しい知識の普及啓発のため、「アルコール健康障害と薬物依存症を考えるフォーラム」を現地開催及びWeb開催した（YouTubeによるライブ配信）。 ・実施内容：著名人（山口達也）による依存症にまつわる特別トークショーや有識者による講演、当事者及び家族の体験談発表、ディスカッション・Q&A、・視聴回数 来場者：600名 オンライン視聴者：236名 ○アルコール・薬物等依存症支援対策事業 「鳥取アディクション連絡会（県内の依存症に関する複数の自助グループで組織する団体）」が実施する、県民に対する依存症への普及啓発フォーラム等について補助を行い、開催を支援した。 ・アディクションを語る集い2023 参加者数 110名、・アディクションフォーラムin鳥取 参加者数 130名	障がい福祉課
69	高次脳機能障がい者の支援拠点機関において、専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行います。また、市町村や相談支援事業所に対する研修会を開催するなど、高次脳機能障がい者の支援体制の充実を図ります。	○地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業） 高次脳機能障がい者支援拠点機関（医療法人十字会野島病院）に相談支援コーディネーターを配置し、相談対応、研修会開催、関係機関との連携を図り、高次脳機能障がいの支援体制の充実を図っている。 ・相談支援コーディネーター 1名（精神保健福祉士）、・R5相談件数 345件 ○高次脳機能障がい支援研修会 2回開催 116名 ※H28年度から、拠点は鳥取大学医学部附属病院から医療法人十字会野島病院に移転	障がい福祉課
70	精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等の研修会を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。	○アルコール健康障害・依存症対策事業 鳥取県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、県内各地区医師会に委託し、「かかりつけ医等依存症対応力向上研修」を実施した。 参加者数計82名（東部44名、中部15名、西部23名）	障がい福祉課
71	自死を防ぐため、自死予防の県民運動の推進、自死予防の普及啓発、相談窓口の整備、かかりつけ医と精神科医の連携、自死遺族へのケア等総合的な対策を講じます。	○自死予防に関する各種普及啓発物の配布を行った。 ○若年者の自死対策に係る相談体制の構築及び新型コロナウイルス感染症の影響により心身の変調が生じる県民のこころのケアを目的に、SNSを活用した相談事業を実施した。 ○かかりつけ医と精神科医とのネットワーク構築を目的とした連携会議を実施した。 ○自死遺族支援団体に対して、分かち合いの場の設置を支援した。	健康政策課

72	<p>精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、精神科救急医療体制の整備を行います。 ・ 医療、住宅、日中活動の確保などの支援を包括的に提供できるよう、多職種・多機関の連携体制づくりを進めるとともに、地域生活支援拠点、短期入所の活用などにより、地域での生活を継続できるよう支援します。 ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。 <p>・ 精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置入院した精神障がい者について、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、措置入院解除後、地域で安心して生活を送れるよう支援体制の構築を図り、地域における関係機関等と連携した対応を行います。 ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障がい者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と福祉保健局等が連携を図りながら、早期退院を進めます。 ・ 精神科病院の専門職員や市町村職員等向けの地域移行に関する研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携を深めます。 	<p>○精神科救急医療体制整備事業 精神科救急医療体制整備事業により、各圏域で、3 6 5 日 2 4 時間対応できるよう休日・夜間に係る精神科救急医療体制の整備を行っている。 ※県内7病院を精神科救急医療施設として指定。</p> <p>○精神保健福祉に関する事業 精神医療審査会において、入院患者の人権保護の観点から適正に審査を実施した。また、推定される入院期間の確認を徹底し、1年以上とされている者については、その具体的な理由等を医療機関に照会した。</p> <p>○精神保健福祉に関する事業 警察や矯正施設等からの通報に対し、適切な医療機関につなぐとともに、入院後も医療機関と連携を図りながら早期退院に繋がるよう努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度年度措置入院患者数について 令和4年度未入院患者数（R5.2）→5名、令和5年度新規措置入院患者数（R5.3～R6.2）→18名 令和5年度措置入院解除者数（R5.3～R6.2）→21名、令和5年度末措置入院者数（R6.2）→1名 <p>○精神保健福祉に関する事業 措置入院解除後、措置入院者が地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築するため、H29年度より「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき措置入院者に対して「退院後支援計画」を作成し、退院後の支援を実施した。</p> <p>○精神障がい者地域移行・地域定着支援事業 地域移行推進会議（代表者会議）、地域移行連絡会（実務者会議）等を開催し、保健・医療・福祉の関係者と精神障がい者の地域移行に向けた課題を共有し、方向性を確認しながら連携して取組を進めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉センターにおいて、退院支援に従事する職員を対象とした地域移行に係る研修会を開催した。（参加者数延べ46名） ・ 地域支援者（市町村、相談支援事業所等）による病院訪問を通じて入院中の精神障がい者の退院を促進した。 ・ 地域移行・地域定着を支援するピアサポーターの養成研修を実施した。 ・ 基幹的な役割を果たす精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による支援体制を構築するとともに、入院中の精神障がい者に対して必要な支援を行った。 	障がい福祉課
73	<p>精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の取組を推進します。</p>	<p>○鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業 精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県家連心のけんこう研修会 参加者53名 映画上映会、・内部勉強会 参加人数6名 動画視聴、意見交換会 ・ 心の学習会 参加者数40名 体験発表、・リフレッシュ講座 参加人数12名 講師を招き講和及びストレッチ体操 ・ 精神障がい者家族相談研修会 年間4回実施。参加者数 各13名、 ・ 精神障がい者家族相談ダイヤル 毎月第1・3木曜日に実施（相談件数 16件）、・啓発リーフレット等の配布 	障がい福祉課
74	<p>市町村、福祉保健局等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を実施します。</p>	<p>心の健康相談やゲートキーパー（自死のサインに気づき、専門相談機関へつなぐ役割が期待される人材）の養成等を行った。</p>	健康政策課
75	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等の防止を図ります。</p>	<p>○薬物対策専門員を配置し、注意喚起・講演等の啓発活動を行った。</p> <p>○知事指定薬物として、16物質を指定した。</p> <p>○中学、高校における薬物乱用防止教室の実施、啓発資料の作成（リーフレットなど）、薬物乱用防止講演会の開催、指導員による地域活動等を活用したミニ講演会等を行なった。</p>	医療・保険課
76	<p>アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について、精神科医等による定例相談会の開催、家族教室の開催、ピアカウンセリング等を実施するとともに、市町村、相談支援事業所等を対象とする研修会を開催するなど、依存症対策の効果的な実施を進めます。</p>	<p>○アルコール・薬物等依存症支援対策事業 鳥取市保健所、倉吉保健所及び米子保健所において、精神科医等による専門相談会及び家族教室を開催した。（参加人数：定例相談会計 21名、家族教室計 39名）</p>	障がい福祉課
77	<p>アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について正しい知識の普及啓発を実施し、その予防を進めるとともに、薬物依存症リハビリ施設に対する支援を行い、薬物依存症者の社会復帰の促進を図ります。また、県のアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症対策の中心的な役割を果たすアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点を設置し、支援の充実を図ります。</p>	<p>○アルコール・薬物等依存症支援対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「鳥取アディクション連絡会（県内の依存症に関する複数の自助グループで組織する団体）」が実施する、県民に対する依存症への普及啓発フォーラム等について補助を行い、開催を支援した。 アディクションを語る集い2023 参加者 110名、アディクションフォーラムin鳥取 参加者数 130名 ・ 薬物依存症リハビリ施設（鳥取ダルク）に対し、その活動に要する運営費の一部を助成し、薬物依存症者社会復帰の促進を図った。 	障がい福祉課
78	<p>鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する予防・相談から治療・回復に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、発生・進行・再発の各段階に応じた対策を実施します。</p>	<p>○アルコール健康障害・依存症対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対し、アルコール健康障害について正しい知識の普及啓発のため、「アルコール健康障害と薬物依存症を考えるフォーラム」を開催した。 ・ アルコール健康障害支援拠点機関（社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院）に相談支援コーディネーターを配置し、相談対応、研修会等の開催、医療機関等との連携により、アルコール健康障害支援体制の構築を図った。相談件数：189件、出前相談及び研修会を計13回開催 ・ 鳥取県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、県内各地区医師会に委託し、「かかりつけ医等依存症（アルコール等）対応力向上研修」を実施した。参加者数計82名（東部44名、中部15名、西部23名） 	障がい福祉課

(3) 人材の育成・確保

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
79	看護師等の学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。	○看護教育の質の向上のため、看護教員養成に係る経費を助成した。 ○また、看護基礎教育の質の向上のため、実習指導者養成に係る経費を助成した。	医療政策課
80	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。	○リハビリスタッフの県内就業を図ることを目的とした「理学療法士等修学資金」を理学療法士等養成施設の就学生192名（うちR5年度新規60名）に貸し付けを行い、人材の確保につなげた。 理学療法士等修学資金貸与者で令和5年3月に養成施設を卒業した者のうち80.0%（前年度61.1%）が県内に就業した。 ○鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会が実施する「訪問リハビリテーション実務者研修会・在宅リハ研修会（R6.3）」に対して支援し、在宅で活かせる循環器呼吸器リハビリの基礎と実践について研修を行い、県内で従事している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資質向上に寄与した。	医療政策課
81	うつ病等の精神疾患の早期発見・治療・支援等につなげるため、かかりつけ医や医療従事者に対する研修を実施します。	○県内の医療従事者（かかりつけ医、看護師等）や行政機関に勤務する保健師等を対象に、うつ病への理解の促進や資質向上のための以下の研修を実施 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 ・精神医療関係者等研修 ○上記研修の効果的な内容や方針の検討を行う「かかりつけ医と精神科医との連携会議」を開催	健康政策課
82	地域において健康相談等を行う福祉保健局等・市町村の担当職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。	○保健師現任教育を充実するため、教育を推進する者（統括保健師、教育担当者、初任者保健師教育サポーター等）の配置を推進し、県（各保健所）及び全市町村に配置された。 ○それぞれの保健師自身が成長し続けるため、また指導者の手引きともなる保健師現任教育ガイドラインに沿って階層別研修、圏域別研修を実施した。 ○現任教育を推進する者の配置を継続するとともに、配置された者がそれぞれの役割を認識し所属内で機能を発揮できるように研修会や圏域における現任教育会議等で働きかける。 ○各保健師の資質向上に向けた研修を継続実施する。	医療政策課

(4) 難病に関する施策の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
83	障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。	「より良い暮らしのために」を公共機関、銀行、病院等に配架し、積極的に情報発信を行った。（配架依頼数）964箇所 難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院及び独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター）等で相談があった場合は積極的に周知を実施した。	障がい福祉課 健康政策課
84	難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構鳥取医療センター）において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、県内の人工呼吸器等装着患者宅への定期的な訪問や、電話等での現況確認等で継続的な支援を行います。	○鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構鳥取医療センターに難病相談・支援センターを設置し、難病患者からの各種相談事業を実施した。 ○鳥取大学医学部附属病院に難病医療連絡協議会を設置し、重症難病患者の療養先の確保や災害時における在宅重症神経難病患者の支援体制の整備を行った。	健康政策課
85	小児期から成人期への円滑な支援の移行を図るため、難病相談・支援センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口（鳥取大学附属病院）との連携を推進します。	令和5年度も引き続き、一般社団法人つなぐプロジェクトに委託し、小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口を設置した。今後、県難病相談・支援センターと自立支援相談窓口の体制整備、連携強化を進める。 鳥取大学医学部附属病院に設置している、難病相談・支援センター米子と小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口において、連携しながら業務を進めた。	家庭支援課 健康政策課
86	難病患者の交流推進と最新の難病支援に関する情報提供を目的とする家族の集いの開催や患者団体の支援を行います。	鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構鳥取医療センターに難病相談・支援センターを設置し、県内で活動する患者会の活動支援を実施した。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家族の集いの開催は自粛	健康政策課
87	難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、難病患者医療法に基づく医療費助成を適切に運用します。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者等の医療費の一部を公費で負担した。また、指定難病にり患していることを証明する「登録者証」を発行する制度を創設し令和6年度より運用開始できるようにした。	健康政策課

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
88	妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。	○妊産婦健診、乳幼児健康診断（1歳6ヶ月、3歳、5歳）（市町村事業） ・保健師による相談指導、・福祉保健専門機関・医療機関等との連携 ○先天性代謝異常等検査（県委託事業） ・各医療機関が保護者の同意を得た上で生後4～7日の新生児の血液を採取、・検査対象疾患：24疾患（クレチン症、甲状腺機能低下症等） ○新生児聴覚検査 ・出生医療機関入院中に初回検査を実施	家庭支援課

89	糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。	○県民一人ひとりが自らの健康づくりを進めるとともに、地域や職域など社会全体で健康づくりを強力に推進する環境を整備を推進した。 ○本県の死亡原因第1位であるがん対策を中心に、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を進めるとともに、医療提供体制の一層の充実を推進した。	健康政策課
90	障がいの原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。	○平成30年度に開設したおとなの救急ダイヤルを引き続き運用し、医療機関の適切な受診に貢献している。 ○鳥取県ドクターヘリを運航し、救急医療への医師の早期介入に貢献している。 ○平成28年度に策定した「鳥取県地域医療構想」に基づき、高度急性期医療から在宅医療等に至るまで医療連携体制の構築を進める。	医療政策課
91	在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支える医療体制を推進します。	○在宅医療・介護の連携体制の構築等取り組む各地区医師会の在宅医療連携拠点の活動を支援し、医療提供体制の確保に寄与した。 ○在宅医療の提供体制の充実を図るため、訪問看護ステーションの機能強化の推進、訪問看護師の養成、訪問看護ステーションのサテライト設置支援等に対する支援を行った。	医療政策課

3. 安全・安心

(1) 防災対策の推進・感染症等への備え

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
92	地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。	○支え愛マップづくりの取組実績 取組自治会数：35地区（年度末計 976地区）[目標数 987地区（R7年度末）]	消防防災課
93	災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。	事業所、施設の設置運営基準を規定した県条例で非常災害対策計画の策定、訓練の実施を義務付けしている。県内全域で共通に確認する項目として「非常災害対策について」を規定し策定状況の確認を行った。今後も、集団指導、実地指導等により、非常災害対策計画の策定、訓練の実施の推進を図る。	障がい福祉課
		災害による被災後も早期に診療機能が回復できるよう、医療機関に対する業務継続計画（BCP）の策定支援のための働きかけを継続。	医療政策課
94	災害時に障がい者に関する避難体制や障がいの特性に応じた情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等を適宜修正するとともに、その周知に努めます。	市町村と連携し、避難行動要支援者（医療的ケア児等）の避難訓練を実施し、福祉避難所における対応手順等を確認した。	危機管理政策課
95	県内の防災情報等をメール配信する「あんしんトリピーメール」や「あんしんトリピーなび」について、文章をわかりやすく、伝わりやすい表記となるよう努めます。	平成27年10月からメールに背景色（緊急度による3色表示）を付けて配信している。今後も配信文を簡潔かつわかりやすい文章に見直していく。	危機対策・情報課
96	県立集客施設等に災害・避難情報等を収集するシステムの配備や災害情報を表示するディスプレイ、フラッシュライト等の設置を進めます。	【倉吉未来中心】災害時等に備えるため、老朽化が進行していた誘導灯（計127箇所）を更新した。	文化政策課
97	火事や救急時の消防本部への通報において、ファックスや多様な通信手段による通報の取組を進めます。	県内の各消防局においては、スマートフォン画面をタップする等により即時に消防に通報できるNet119緊急通報システム、FAX119を導入済みである。	消防防災課
98	公共施設等の耐震化を推進するとともに、避難所としての利用が想定される学校の体育館を中心にトイレ・スロープの整備に取り組みます。また、市町村が管轄する学校についても同様の取組が行われるよう、市町村に対する働きかけを行います。	○避難所公立学校体育館の環境整備補助事業 公立学校体育館のトイレの洋式化又は多目的化、W i F i 環境の整備に係る市町村への補助 <R5年度実績>岩美町W i F i 整備20,570円（岩美北小、岩美西小、岩美南小）、大山町多目的トイレの設置44,090円（大山西小） ○県立学校老朽トイレ洋式化整備事業 県立学校のトイレについて年次計画的に洋式化等を行う。 <R5年度実績>109,062,800円（倉吉養護学校、米子養護学校、鳥取盲学校、鳥取聾学校）	教育環境課
		耐震改修が未施工の県有の特定建築物は2施設。うち、西部総合事務所福祉保健局については、未利用財産売却事業において売却物件としてリストアップされたため対象施設から外し、残り1施設の県立博物館のみとなる。県立博物館については、耐震改修に係る計画、スケジュールを検討中である。また、一定規模以上で特定建築物未満の耐震性のない施設のうち、園芸試験場日南試験地本館及び収納調査棟の耐震実施設計を行い、県庁舎車庫棟の耐震補強計画を行った。	営繕課
99	避難所のバリアフリー化を推進するとともに、感染症対策等を講じながら避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制整備の支援に努めます。	○避難所等環境整備総合支援事業補助金交付実績 ・3市5町（鳥取市、米子市、境港市、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日南町）へ交付 ・実績額： 3, 7 3 1千円 ※あらゆる人が躊躇なく避難できる環境を確保することを目的とし、必要な物資や資機材の整備を行う補助金	危機管理政策課
		○避難所公立学校体育館の環境整備補助事業 公立学校体育館のトイレの洋式化又は多目的化、W i F i 環境の整備に係る市町村への補助 <R5年度実績>岩美町W i F i 整備20,570円（岩美北小、岩美西小、岩美南小）、大山町多目的トイレの設置44,090円（大山西小）	教育環境課
100	法令上スプリンクラーの設置義務がないグループホームに対しても、その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障がい者が安心・安全に暮らすことのできる環境の整備を促進します。	鳥取県グループホームスプリンクラー設置促進事業 簡易型スプリンクラー設置補助 令和5年度実績 なし（申請者なし）	障がい福祉課
101	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿等の作成等、市町村の取組の支援に努めます。	避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者の個別避難計画作成について市町村に働きかけたほか、支え愛マップの作成を支援することにより市町村の取組を支援した。	消防防災課

102	避難行動や避難所において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行います。	市町村の福祉避難所の資機材整備に対し、補助金により支援した。	危機管理政策課
103	県や市町村で実施する防災訓練において、障がい者の参加を促すため、市町村への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障がい者支援団体などと連携し、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。	事業所、施設の設置運営基準を規定した県条例で非常災害対策計画の策定、訓練の実施を義務付けしている。実地指導では、県内全域で共通に確認する項目として「非常災害対策について」を規定し策定状況の確認を行った。今後も、集団指導、実地指導等により、非常災害対策について、訓練の実施の推進を図り、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めていく。	障がい福祉課
104	入所施設や通所施設などの福祉施設は、災害の際に自力避難が困難となる方が多く利用することから、地域と連携し施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。	事業所、施設の設置運営基準を規定した県条例で非常災害対策計画の策定、訓練の実施を義務付けしている。実地指導では、県内全域で共通に確認する項目として「非常災害対策について」を規定し策定状況の確認を行った。今後も、集団指導、実地指導等により、非常災害対策について、訓練の実施の推進を図る。	障がい福祉課
105	島根原発の30km 圏内に入る境港市及び米子市の障害者支援施設などについて、原子力災害に係る避難計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど必要な対策を講じます。	各事業所、施設が県の示した避難計画マニュアルを基に避難計画を策定済み（UPZ内の対象事業所58の全てが避難計画策定済み）（R5.12.31時点）	障がい福祉課
106	障害福祉サービス事業所内における感染症のまん延を防止するため、飛沫感染や空気感染の予防に有効な、マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底いただくよう周知するとともに、居住系サービスについては個室化を推進するなど感染症対策の徹底を図ります。	○令和5年5月8日に、感染症法上の位置付けが第2類から5類に引き下げられたが、引き続き定期的な換気や丁寧な消毒といった基本的な感染対策の実施を行うよう、改めて周知徹底を行った。 ○障害福祉サービス事業所に対し、新型コロナに対応した支援を実施した。 ・社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業者に対するサービス事業継続支援事業補助金 ・新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金	障がい福祉課
107	入所施設等において新型コロナウイルス感染予防に取組む際の参考として県独自のガイドラインより新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止を図ります。	○令和5年5月8日に、感染症法上の位置付けが第2類から5類に引き下げられたが、引き続き定期的な換気や丁寧な消毒といった基本的な感染対策の実施を行うよう、改めて周知徹底を行った。 ○障害福祉サービス事業所に対し、新型コロナに対応した支援を実施した。 ・社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業者に対するサービス事業継続支援事業補助金 ・新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金	障がい福祉課
108	新型コロナウイルスの感染予防対策を適切に実施している障がい者施設を認証し、公表することで感染に対する利用者やその家族の不安を軽減させるとともに、障がい者施設における感染予防対策の徹底を図ります。	R3.1.27に、新型コロナウイルスの感染予防対策を適切に実施している障がい者施設を認証し公表することで、感染に対する利用者やその家族の不安を軽減させるとともに、障がい者施設における感染予防対策の徹底を図ることを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策認証制度（障がい者施設）」を創設。R5年度は実績なし。	障がい福祉課
109	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るほか、感染症対策を支援します。	○令和5年5月8日に、感染症法上の位置付けが第2類から5類に引き下げられたが、引き続き定期的な換気や丁寧な消毒といった基本的な感染対策の実施を行うよう、改めて周知徹底を行った。 ○障害福祉サービス事業所に対し、新型コロナに対応した支援を実施した。 ・社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金 ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業者に対するサービス事業継続支援事業補助金 ・新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金 ・クラスター発生施設に対する感染管理認定看護師による現地実施指導の実施	障がい福祉課

（2）防犯対策の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
110	鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール110番」、「ファックス110番」、「110番アプリシステム」について、より使いやすくする取組を進めるとともに、障がい者団体を通じて障がい者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。	県警ホームページに掲載するとともに、各警察署のミニ広報誌など広報媒体を活用し、また、講習会等の機会に広報することにより周知を図った。令和6年2月には東部ろうあ協会における「110番アプリシステムの学習会を通じて110番通報を経験してもらうことで利用促進を図った。	県警通信指令課
111	障がい及び障がい者に対する理解を深め、警察署及び交番・駐在所に配置しているコミュニケーション支援ボードの活用等、障がい者とのコミュニケーションを支援するための取組を推進します。	各署及び各交番・駐在所等の警察施設とパトカーに備付のコミュニケーション支援ボードを令和5年9月改訂版に更新した。また、各署及び各観光地を管轄する交番・駐在所には、より視認性の高い大型版コミュニケーション支援ボードを設置し、活用を図っている。また、観光客が多く来訪することが予想される交番・駐在所における外国籍聴覚障がい者とのコミュニケーション用途として、タブレット端末を全警察署に配布し対応していた。なお、同端末については、令和4年度から、警務部に移管されたことから、代替のポータブル翻訳端末を一部の交番に整備し、活用を図っている。	県警地域課
112	警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	行政機関や福祉施設など関係機関との情報共有を図り、障がい者が関係者となる事案の早期把握に努めるとともに、事案発生時には、事案解決に向けた取組を行い、被害の拡大を防止するため、連携して対応した。	県警生活安全企画課

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
113	障がい者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。	障がい者支援団体（3団体）に対して、障がい者の消費者トラブルの未然防止や適切な解決のための啓発講座（講師派遣）を実施した。	消費生活センター
114	障がい者団体や福祉関係団体等と連携し、障がい者等を地域で見守るために、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の市町村単位での設置を推進します。	各市町村での高齢者、障がい者等の見守りネットワーク設置を推進し、設置に向けた助言、支援を行った。（令和5年度に三朝町、鳥取市、境港市、米子市が設置）	消費生活センター
115	障がい者等の消費者トラブルについて、研修などにより相談員のスキルアップに努めるとともに、市町村と連携・協力しながら消費者トラブルの解決に取り組みます。	消費生活相談員のスキルアップのための専門研修を年2回開催したほか、国民生活センターが実施する相談員向け研修に参加した。	消費生活センター

4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
116	パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図るほか、情報アクセス向上事業等により、ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備します。	視覚障がい者情報支援事業のうち、「視覚障がい者情報アクセス向上事業」において、リサイクルパソコンを希望者に貸与し、情報通信機器の活用に関する支援を実施した。また、ICT機器購入費助成を継続実施するとともに、コード化点字ブロックの試験導入など、ICT機器を活用した情報アクセス環境整備を推進した。 ○パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進した。コロナ禍の影響により、派遣件数が減となったが、感染対策の徹底等により、可能な限りニーズに対応できるよう事業実施した（パソコンボランティア派遣件数：111件）。 ○また、令和4年度からは、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律」の制定を受け、情報保障におけるモデル県となっていく取組を進めるため、「鳥取県障がい者 ICT総合推進事業」を開始し、これまでのパソコンボランティアに加え、以下の事業を開始した。 ・障がい者ICT相談窓口による相談対応、 ・パソコン及びタブレット端末等の貸出し、 ・視聴覚当事者団体等と連携したICTに関する地域別研修会の開催 等	障がい福祉課 障がい福祉課
117	障がいの特性に合わせた情報支援機器の研究等を行い、意思疎通の困難さを可能な限り解消するなど、コミュニケーションの促進・情報アクセシビリティの向上を図ります。	遠隔手話サービスや音声文字変換システム、透明ディスプレイの導入、情報機器貸出事業、コード化点字ブロックの試験導入などにより情報アクセシビリティ向上に努めた。	障がい福祉課
118	喉頭摘出者など音声機能障がい者に対して、発声訓練などに係る支援の充実に努めるほか、県民に対する障がいの理解促進に努めます。	失語症者の支援が実施できるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図るとともに、希望者に対し支援者の派遣を行った。また、音声機能障がい者に対する発声訓練、生活相談を月1回行うなど支援を行った。	障がい福祉課
119	情報アクセスが困難な障がい者向けに、ICT活用術の講習会を開催するなど、障がい者の情報アクセシビリティの向上を図ります。	○県内のろう者等に対して、「日本財団電話リレーサービス」の申請や利用方法に関する説明会を実施した。 ○県内のろう者等に対して、「遠隔手話サービス」の利用方法に関する説明会を実施した。 ○地域生活支援事業（生活訓練事業）のうち、「視覚障がい者生活訓練事業」及び「中途視覚障がい者生活訓練事業」において、視覚障がいのある方に対してパソコンの操作方法等の講習を実施したほか、読書バリアフリー環境を整備するため、視覚障がい者等向けICT機器使用研修やマルチメディアデジター制作人材を養成する研修、当該図書の使用研修等を行った。	障がい福祉課
120	情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障がい者に対する利用の支援を行います。	視覚障がい者支援センターでの支援、ICTカフェの開催、ロービジョン相談窓口でのつながるサロンの開催、聴覚障がい者センターでの支援、ろう者向けICT学習会を通じ、支援機器に関する情報提供を行った。	障がい福祉課
121	教育機関において、児童生徒等の障がいの状況に応じてICT機器を有効に活用する等、児童生徒等の学びの質を高め、主体的に学習に取り組むための環境整備の充実に努めます。	各県立特別支援学校において、幼児児童生徒の学びの質を高め、学力向上や学びに対する意欲を引き出す学習の推進をめざし、タブレット端末等のICT機器活用をすすめるため、高等部CYODによる一人一台端末の利用や、各特別支援学校にICT支援員を合計194回派遣した。	特別支援教育課

(2) 情報提供の充実等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
122	読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍等、資料の充実を図るほか、外出が困難な状況でも在宅等で読書を楽しめるようサピエ図書館等インターネットを利用したサービスを利用できる環境整備を進めます。	視覚障がい者等向けICT機器使用研修やマルチメディアデジター使用研修・体験会を実施するとともに、マルチメディアデジター図書の制作、制作する人材の養成等を行った。	障がい福祉課
123	ロービジョンを含む視覚障がい者等に必要情報が円滑に届けられるよう、文字サイズを拡大した資料や点字化・音声化並びに代読・代筆サービスの拡大を進めます	点字図書館に対して、鳥取県点字図書館運営費補助金を交付し、円滑な運営を支援した。視覚障がい者情報支援事業のうち、「点字・声の広報等発行事業」において、各種広報物の点字版・録音版を作成・配付した。	障がい福祉課
124	老朽化して仮移転中の点字図書館・盲人ホームの在り方を検討します。また、視覚障がい者支援センター等の設置により、点字図書館の機能強化を行い、視覚障がい者やその家族の状況・ニーズ、ロービジョン・中途障がいなどの障がいの状況等に合せて、情報アクセス支援等を行います。	点字図書館の支援体制強化のため前年度増員した情報支援員を引き続き配置した。また、視覚障がい者等に対するICT機器の使用等に係る研修会や点訳音訳技術を高め、情報アクセシビリティの向上を図るための点訳音訳ボランティアに対するスキルアップ講座を実施した。	障がい福祉課
125	障がい者の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な支援に関する情報を掲載した冊子等を利用し、障がい者への情報提供に努めます。	「より良い暮らしのために」を公共機関、銀行、病院等に配架し、積極的に情報発信を実施。（配架依頼数）964箇所	障がい福祉課

(3) 意思疎通支援の充実

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
126	手話通訳者、要約筆者、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣することにより意思疎通を支援します。	手話通訳者・要約筆者の設置・派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、手話通訳者等の派遣を実施した。 <派遣実績> 手話通訳者：616件、・要約筆者：146件、・盲ろう者向け通訳介助員：1,010件	障がい福祉課
127	聴覚等に障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。	手話通訳者養成研修事業、要約筆者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業において、手話通訳者等に必要な技術習得の研修を実施した。また、指導者向けの研修も行き、養成研修の充実に努めた。	障がい福祉課
128	手話通訳者、要約筆者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成を図ります。また、手話通訳者の負担軽減や頸肩腕症障がいについても、関係団体等と協議し、必要な対策を検討の上、取り組みます。	○手話通訳者養成研修事業、要約筆者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業において、手話通訳者等に必要な技術習得の研修を実施した。 ○頸肩腕障がい予防・理解促進のため、定期健診及び講習会を実施した。	障がい福祉課
129	盲ろう者支援センターを中心に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の支援を更に充実させるとともに、盲ろう者が必要な情報を取得・発信し、より自由に行動して、社会参加を行うための環境を整備するため、継続的に関係団体と協議を進め、引き続き、盲ろう者の立場に立った支援施策の充実を図ります。	○盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通、情報獲得及び移動等の支援を実施した。【盲ろう者通訳・介助員派遣件数】1,010件 ○盲ろう者支援センターに相談員を配置し、訪問相談等を実施した。【相談件数】1,256件	障がい福祉課
130	失語症者とその他の人の意思疎通の支援を図るため、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施し、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、失語症者の社会参加を推進します。	失語症者向け意思疎通支援者の養成を行うとともに、希望者に対し、支援員を派遣し支援を行った。また、失語症者、その家族等が集えるサロンを開催し、日頃の悩みやアドバイス等を共有できる場を提供した。	障がい福祉課

(4) 行政情報の配慮

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
131	障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を推進します。	県公式ウェブサイト「とりネット」やソーシャルメディアを活用して、適時適切に本県の様々な情報を県内外に発信したほか、色使いに配慮し、音声読み上げに対応するなど、引き続き県ウェブアクセシビリティ方針で定める目標（ウェブアクセシビリティJIS試験でレベルAAに準拠）を達成している。また、スマホからも見やすくするために、TOPページのデザインをリニューアルし、アクセシビリティ向上を図った。	広報課
132	音声コードの添付、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成など障がい者に配慮し、適切な情報提供のできる行政文書の作成を行います。	イベントチラシへの音声コードの添付、発出書類・チラシ等へのFAX番号の記載等を行った。	障がい福祉課
133	県民生活に直結する大きな制度改正やお知らせ事項について、点字版・音声版の資料の作成・配付や手話による説明動画のホームページ掲載などを行います。	○視覚障がい者情報支援事業のうち、「点字・声の広報等発行事業」において、各種広報物の点字版・録音版を作成・配付した。 ○鳥取県手話言語施策推進計画のパブリックコメントにおいて、手話による改定概要や意見の募集方法等に関する説明動画をホームページへ掲載した。	障がい福祉課
134	点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。	点字図書館で、国政・県選挙における候補者の政見等の情報を点字印刷物、カセットテープ等で提供（令和5年度：統一地方選挙、県議会議員補欠選挙）	市町村課（選挙管理委員会）
135	県主催のイベントなどにおける手話通訳・要約筆記等の配置、資料の点字化・音声化等の状況について、定期的に点検し結果を公表します。	令和5年度点検未実施。	障がい福祉課

(5) 手話言語条例に基づく施策の展開

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
136	聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深める活動等を進め、地域、職場等における手話の普及を進めます。また、手話パフォーマンス甲子園等の取組を通じた手話に関する情報発信を継続するとともに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる機会づくりの検討等を通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。	○「手話学習会開催事業費補助金」により、手話学習会を開催する企業・団体への補助、「手話サークル等助成事業費補助金」により手話サークルへの補助、「難聴者等向けコミュニケーション学習会開催費補助金」により難聴者・中途失聴者向け学習会への補助をそれぞれ行った。 ○きこえない・きこえにくい人のための手話講座を実施した。	障がい福祉課
137	小中学校・高等学校・特別支援学校において、手話の普及を進めます。手話普及支援員派遣制度の充実を図るなどし、各学校における手話の取組を進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。	手話で学ぶ教育環境整備事業により、鳥取聾学校及びひまわり分校に手話普及コーディネーターを配置（1名増員し、計3名）するとともに、令和6年3月現在で手話普及支援員124名の登録者があり、学校からの依頼に応じて手話普及に努めている。手話普及支援員の派遣延べ人数1,013人と過去最多を記録した。鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」レベル7までを作成して掲載した。	特別支援教育課
138	手話対応が可能な行政職員の増加に努めます。	○鳥取県職員人材開発センターが開催する、県新規採用職員基礎研修において手話科目を実施。 ○県・市町村職員向けの手話講座を実施（9名修了）、○手話検定受験に係る費用助成を行った（助成実績：2件）。 ○手話奉仕員養成講座の受講に係る費用助成を行った（助成実績：2件）。	職員人材開発センター
139	確かな手話通訳技術を持ち、ろう者の歴史・文化を理解した手話通訳者の養成・派遣を推進するとともに、通訳技術の向上を図ります。併せて、手話通訳業務の意義・魅力を発信し人材確保につなげるとともに、手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等の検討を進めます。	手話通訳奉仕員トレーナーを配置し、経験の浅い手話通訳奉仕員のサポートをしながら、現場で技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・翻訳技術向上を図った。また、手話通訳者等の頸肩腕に係る健康診断を実施するとともに、頸肩腕障がいを予防するための健康管理講習会を実施し、健康管理にも努めた。	障がい福祉課
140	聴覚障がい者センターを中心として、聴覚障がい者の相談ニーズを積極的に把握し、課題解決を目指す聴覚障がい者相談事業を推進します。また、福祉施設入所・独居高齢のろう者等への見守り活動の実施、交流機会の創出についても検討します。	東・中・西部聴覚障がい者センターに聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対する助言、関係機関との調整等を行った。 【相談件数】3, 037件 東部：1, 396件 中部：662件 西部：979件	障がい福祉課

141	鳥取聾学校・難聴学級において、教職員の手話技術の向上等を通じてろう児が授業内容を理解しやすい環境等を整備します。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。そして、ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して、早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話学習機会を提供します。	手話で学ぶ教育環境整備事業により、教職員に対し手話技能検定への助成を行った。コロナ禍で、近年、各圏域で開催していた鳥取聾学校、ひまわり分校の小学部と県内小学校の難聴学級との「仲間づくり交流会」を、県内圏域全体で開催し、難聴の子どもたち同士が交流を深めた。鳥取聾学校の支援部を中心に、聴覚障がいに対する理解の推進や進路に関する研修、手話学習の機会を提供した。きこえない・きこえにくい子どもの支援センター『きき』や医療機関等との連携を図りながら、ろう児や保護者への支援を行った。	特別支援教育課
142	遠隔手話通訳サービス事業の定着化等を通じて、ICTを通じたらう者の新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。	遠隔手話サービスを実施するとともに、日本財団電話リレーサービスの地域登録（利用料を県が負担）を導入し、同サービスの加入・利用促進を図った。 <利用・登録実績>遠隔手話サービス： 件、日本財団電話リレーサービス登録者（地域登録）：100名	障がい福祉課
143	地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展を促進します。	「とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金」により、地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承のため鳥取県聴覚障害者協会が行う取組を支援した。令和5年度は、日常会話で用いる手話言語20単語が撮影され、保存された。	障がい福祉課

5. 生活環境

(1) 住宅の確保

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
144	既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。	○県営住宅では車いす住戸向けの整備基準を作成して計画的に車いす住戸を整備するとともに、エレベーターやスロープの設置、住戸内の段差解消、便所・浴室への手すりの設置等を含むバリアフリー改修を進めている。 ○県営・市町村営住宅の車いす住戸は、建替や既存住宅の改修等により令和5年度末時点で、計151戸を供給済みであるが、令和3年度末に策定した鳥取県持続可能な住生活環境基本計画においては、令和12年度までに供給戸数を計218戸まで拡大する目標を定めた。 ○車いす住戸の整備にあたっては、車いす使用者のニーズを把握し必要な場所に整備することが重要であることから、令和元年度に策定した「公営住宅車いす住戸整備の調整に係る事務処理要領」に基づき、県・市町村・自立支援協議会とが連携して車いす住戸の整備箇所を検討する仕組みを継続している。	住宅政策課
145	鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等の活動を支援することにより高齢者、障がい者等の住宅確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図った。 ・専任の相談員2名による入居相談の対応実績 相談件数208件（うち障がい者65件）/入居決定125件（うち障がい者32件） ・鳥取県家賃債務保証事業の実績（従来の協議会が直接実施する制度に加え、令和4年4月から民間の家賃債務保証会社と連携した新たな制度を創設して拡充した。） ・直接実施型：利用契約締結6名（新規2名、更新4名） 民間連携型：利用56名	住宅政策課
146	民間賃貸住宅の改修費や家賃等の補助を行う「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を推進し、障がい者の住宅確保の支援を行います。	○高齢者、障がい者等の住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の登録実績 6,595戸 ○セーフティネット住宅に対する支援（市町村を通じた間接補助制度） ・改修費補助実績0件、・家賃低廉化支援実績35件（新規9件、継続26件）	住宅政策課
147	障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。	地域生活支援事業補助金（日常生活用具給付等事業）により県はその経費の4分の1を助成し市町村の事業実施を後押しした（全19市町村で実施）。	障がい福祉課
148	住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備経費を支援します。また、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で共同生活ができるよう、医療的ケアが可能なグループホームの整備と体制強化を図ります。	○鳥取県社会福祉施設整備費補助金（R5交付決定の新設、増築の共同生活援助事業所のみ） 1事業所 71,850千円の補助 ○重度障がい児者利用基盤整備事業 1事業所 23,950千円の補助	障がい福祉課

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
149	障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。	利用者3千人/日以上全ての鉄道駅について、国方針の段差解消、視覚障がい者用誘導用ブロック等のバリアフリー化済みであり、空港旅客ターミナルについても全てバリアフリー化されている。また、ユニバーサルデザインタクシーを200台（県内小型タクシーの半分）導入したが、更新の支援もっており、公共交通機関のバリアフリー化を推進している。	交通政策課
150	障がい者等が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、タクシー、鉄道等においてもバリアフリー化、ユニバーサル化が進むよう、交通事業者に働きかけます。	乗合バスは、順次車両更新に合わせてバリアフリー対応（ノンステップバス）の車両を導入しており、現在、乗合バスの93%がバリアフリー対応の車両となっている。	交通政策課
151	UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの県内での普及に伴い、UDタクシーによる障がい者のスポーツ教室への参加など、UDタクシーを活用した地域づくりの取組を進めます。	UDタクシーの利用促進に資するため、イベント等で主催者がUDタクシーを借り上げて、障がい者を連れてくるシステムを作った時にUDタクシーにかかった経費の半分を助成する制度を設けている。	障がい福祉課

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
152	鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。	福祉のまちづくりに対する理解を深めるため、小学生向けの冊子を作成し、配布した。（作成部数：7,846部、小学4年生対象）	福祉保健課

153	多数の人が利用する民間の公共的な施設（ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等）に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直しを行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。	令和4年度に福祉のまちづくり条例の施行にあわせ、福祉のまちづくり推進事業補助金を改正し、UD施設を促進するため、条例基準以上の施設整備に取組む事業者に対し補助限度額の引上げを行った。 <実績> 福祉のまちづくり推進事業補助金（市町村間接補助）補助実績 鳥取市3件 米子市5件 倉吉市3件 境港市3件 岩美町2件 琴浦町1件 北栄町1件 計18件 補助制度創設市町村：16市町村	住宅政策課
154	県内外の障がい者が観光・行楽が楽しめるよう、宿泊・観光施設等における入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者向けの実践的な接客研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組を行います。	○社会的障壁を除去するための取組について支援する「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」制度を設けている。 ○観光業界に携わる関係者に対して、観光業界におけるバリアフリーの重要性とその取り組み例、及び実践について学ぶ研修をオンラインで行った。（R5.10）	障がい福祉課
155	県の補助制度等の周知を進めるため、事業者に対する制度活用説明会を開催します。	一般社団法人鳥取県銀行協会へとっとりUD施設普及促進プログラムの内容、福祉のまちづくり条例の説明と合わせて補助制度の周知を行い、利用促進を図った。また、他県の学習会・勉強会へ参加し、本県のバリアフリー制度の周知、説明等を行った。	住宅政策課

(3) 福祉のまちづくりの推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
156	施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見を募り、福祉のまちづくり条例の問題点を点検した上で、必要な見直しを行います。また、市町村に対して福祉のまちづくりの推進に向けた協議の場の設置を促します。	○高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共的施設の整備を促進し、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、福祉のまちづくり推進協議会を開催している。 ○R5年度はハートフル駐車場利用証の交付基準について、多胎児の妊産婦等の有効期間を産後3年まで延長することに関する協議を行った。 障がい者等の利用者が施設提供者や設計者に整備内容や運営に対する意見や助言を行うことにより整備に反映できることを目的としたアドバイザー派遣制度を実施した。市町村に対する協議会については、市町村に設置に向けた働きかけを行った。 <実績>アドバイザー派遣5件 ・水木しげる記念館、・鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所靴町庁舎、・青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施設、・（仮称）道の駅北条公園、・鳥取県西部犬猫センター	福祉保健課 住宅政策課
157	主要な生活関連経路における歩きやすい歩道の整備、視覚障がい者誘導ブロックの設置及び管理、利用しやすいバス停の整備等により、障がい者が移動しやすい環境整備に取り組めます。	下記路線の歩道のバリアフリー整備について、障がい者団体や道路利用者と協議、あるいは改良事業を実施。 ○歩道の段差解消、視覚障がい者誘導ブロックなどの整備 ・県道田島片原線（片原5丁目周辺）、・県道皆生車尾線（皆生3丁目周辺）	道路企画課
158	歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。	<令和5年度整備状況>視覚障がい者用付加装置：新設1基（ピヨピヨ、カッコ-）、音響式歩行者誘導付加装置：新設1基（信号が青になりました）、歩行者支援装置（高度化PICS）：新設4基 <（令和5年度末整備状況）歩車分離式信号：48基、視覚障がい者用付加装置：230基（ピヨピヨ、カッコ-）、音響式歩行者誘導付加装置：91基（信号が青になりました）、歩行者支援装置（高度化PICS）：6基	県警交通規制課
159	障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。	<令和5年度整備状況> LED式灯器：960灯（信号機新設に係るものを含む） <令和5年度末整備状況> LED式灯器：8,996灯	県警交通規制課
160	ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。	福祉のまちづくり推進サポーターから民間施設等に対し制度の説明と協力依頼を行った。 ○協定施設数 793施設（R6.3.31現在） ※R5新規締結：4施設	福祉保健課
161	公共的施設等のトイレの洋式化、多目的トイレ化を進めるとともに、オストメイト対応トイレ、簡易ベッドの設置等を進めます。	【倉吉未来中心】多目的トイレ自動ドア（計5箇所）について、開閉装置を更新し「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」に基づいた安全で使いやすい自動扉に改修した。また、感染症対策の観点から開閉スイッチを非接触式に改修した。	文化政策課
162	バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応状況をホームページ等で公表します。	令和5年3月20日より運用が開始された「とっとりUDマップ」にてバリアフリーに関する情報更新を行っており、今後も県民への情報提供を円滑に行っていく。	福祉保健課
163	地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。	市町村が地域の実情に応じて行っている自家用有償旅客運送（乗合タクシーを含む）やNPO法人等による公共交通空白地有償運送に対して継続して支援している。	交通政策課

6. 雇用・就業等

(1) 障がい者雇用の促進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
164	改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や鳥取労働局など関係機関との連携を強化します。	○障がい者雇用に関し、障がいの当事者団体、学識経験者、経営者団体等と交え、「定着支援の在り方検討部会」（障がい者雇用推進会議専門会議）を開催し、障がい者雇用の情報共有を図り、障がい者の就労・職場定着支援の強化について意見交換を行った。（実績：1回） ○商工団体、鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、労働局及び県の関係機関で構成する「障がい者雇用推進会議（座長：副知事）」を開催し、障がい者の就労・職場定着に向けた取組みや定着支援の在り方検討部会の開催結果について報告を行い、加えて、障がい者雇用の推進のための今後の対応について意見交換を行い、関係機関の連携を図った。 ○労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、県で組織するプロジェクトリーダー会議を2回開催し、各機関の取組予定を報告して日程の調整や意見交換を行った。	雇用・働き方政策課

165	障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、好事例集の作成等を通じた障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。	○障がい者雇用関係の助成制度等を取りまとめた冊子「障がい者雇用関係助成制度のご案内」を活用し、各種セミナーや企業訪問時に配布した。 ○「障がい者雇用アドバイザー（県会計年度任用職員）」を県庁に1名配置し、法定雇用率未達成企業を中心に訪問し、障がい者新規雇用の働きかけや相談対応を行った。（R5訪問実績 175社） ○障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブック活用セミナーをオンライン及びアーカイブ配信で開催した（17名受講）。 ○県内事業所の好事例紹介動画を作成の上、県公式ウェブサイトで公開し、事業所等に周知した。	雇用・働き方政策課
166	障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度を創設し、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。	令和5年度は助成実績なし	雇用・働き方政策課
167	障がい者の雇用活性化のために、障がい者自らの起業、障がい者を雇用しての企業の創業について、その活動を後押しすることにより、県経済の活性化・障がい者雇用の場の創出を目指します。	平成28年度以降の起業は創業支援資金（企業支援課）等に対応している。	雇用・働き方政策課
168	法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。	○「障がい者雇用アドバイザー（県会計年度任用職員）」を県庁に1名配置し、ハローワークと連携して法定雇用率未達成企業を訪問するなど、障がい者新規雇用の働きかけや相談対応を行った。（175件訪問） ○知事、労働局長及び教育長の3者で、県内の経済4団体（経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会）に対して、障がい者雇用の要請を行った。 ○障がい者雇用を検討している事業所等を対象に、障がい者雇用積極的に取り組んでいる事業所の企業見学交流会を実施し、障がい者雇用に向けた機運を醸成した。（実績：1回（参加事業所15社））	雇用・働き方政策課
169	使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。	個別相談や法令違反があった場合は、事例に応じて労働局や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して適切に対応する。	雇用・働き方政策課
170	企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などを行い、企業に対し障がい者雇用を啓発するとともに、精神障がい者、発達障がい者等に対する理解を深めるためのリーフレットを作成し、職場環境の改善を図ります。	○障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブック活用セミナーをオンライン及びアーカイブ配信で開催した（17名受講）。 ○県内事業所の好事例紹介動画を作成の上、県公式ウェブサイトで公開し、事業所等に周知した。	雇用・働き方政策課
171	聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。	聴覚障がい者の就職を支援するため、延べ32回にわたって手話通訳者等を企業での職場実習や面接に派遣した。	雇用・働き方政策課

（2）特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
172	特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。	鳥取県特別支援学校技能検定を、10月11日（喫茶サービス部門）と10月12日（清掃部門）に琴の浦高等特別支援学校で開催した。県内特別支援学校の生徒69名が参加した。	特別支援教育課
173	特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、キャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労・定着支援員を中心とした職場開拓を進め、就職や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。	学校から職場への円滑な移行と定着を図るため、就労定着支援員を東部1名、中部1名、西部1名、琴の浦3名の計6名を配置し、在学中から卒業後までの就労促進及び職場定着支援を行った。また、各圏域毎に就労促進セミナーを開催し、企業への理解啓発を促進するとともに、関係機関との連携強化を図った。	特別支援教育課
174	特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目指し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。	特別支援学校進路担当者情報共有会を開催し、在学中から卒業までの就労促進及び職場定着に向けての情報を共有した。また、プロジェクトリーダー会議に参画し、関係機関との連携強化に努めた。	特別支援教育課

（3）総合的な就労支援

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
175	ジョブコーチの更なる養成に加え、県内に3か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、企業に対しても助言を行うほか、職場内で障がい者に寄り添うとったり障がい者仕事サポーターの養成や職場の相談員研修会などを通じて、職場への定着に向けた支援を実施します。	○ジョブコーチ養成研修を県内で開催した。（参加28名） ○東・中・西部の障害者・就業生活支援センターに、企業へ職場実習の受入れ等を働きかける職場開拓支援員（各1人）、就業中の障がい者や事業主を訪問する定着支援員（各1人）を配置するとともに、中部・西部には県版ジョブコーチセンターを設置し（各1名）、障がい者、事業主双方への助言を行った。 ○鳥取労働局、鳥取障害者職業センターと共催で、障がい理解して職場の同僚等として障がい者を支える「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催した。（2回開催、延べ138人受講） ○企業内支援者研修「障がい者が働く職場の相談員研修」を開催し、障がい者が働きやすい職場づくりについて研修した。（27名参加） ○障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブック活用セミナーをオンライン及びアーカイブ配信で開催した（17名受講）。 ○県内事業所の好事例紹介動画を作成の上、県公式ウェブサイトで公開し、事業所等に周知した。	雇用・働き方政策課

176	障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。	○障がい者職業訓練事業 ・倉吉校において、知的障がい者を対象にし、各受講者が適性に応じて就労できるようパソコン操作・清掃・調理等の訓練を基礎から実施するとともに、障がい者職業訓練アドバイザーを配置し、個々の受講者に応じてきめ細かな就職支援を行った。 ・企業等への委託訓練を実施し、障がい者職業訓練コーディネーター等による支援を通じて個々の受講者に応じてきめ細かな就職支援を行った。 ・特別支援学校に在籍する生徒に対し、委託訓練を実施し、就職に繋げた。 ・一部の訓練生に対して、障害者職業センターにおいて、職業評価を実施した。 ・障害者就業・生活支援センター登録者及び就労移行支援事業等の利用者の職業訓練機会提供に資する取り組みとして、各イベント及び担当者会議にて、職業訓練コースの周知を図っている。	産業人材課
177	障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。	障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しています。	産業人材課
178	障がい者職場定着推進センターを設置（米子と倉吉）し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。	○県中・西部に障がい者職場定着推進センター（県版ジョブコーチセンター）を設置し、配置型ジョブコーチ各1人配置し、県東部の鳥取障害者職業センターと連携することで、県内全域で質の高いジョブコーチ支援を提供した。 ○訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等の4法人（5事業所うち2事業所は県版ジョブコーチセンターと同）の5人の活動費の一部を助成することで、ジョブコーチ支援を受けることができる障がい者の数を増やし、職場定着の体制を強化した。 （ジョブコーチによる支援を受けた人数172名）	雇用・働き方政策課
179	障がい者雇用にあたって、職場実習（原則2週間）や試行的雇用であるトライアル雇用（最長3か月）など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用に結びつける支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。	○障害者就業・生活支援センターに職場開拓支援員を各1人配置し、障がい者を雇用していない企業も含めて職場実習の受入れを働きかけた。 ○障害者就業・生活支援センターがあっせんして職場実習を行い、受け入れ企業には謝金（1日1,000円）、実習生には奨励金（1日1,000円）を支払った。（220件）	雇用・働き方政策課
180	福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。	障がい者一般就労移行ネットワーク会議等により、支援者が連携し、一般就労移行しやすい環境を整えた。 <一般就労移行者数実績> H26：96人、H27：99人、H28：84人、H29：77人、H30：78人、R1：72人、R2：61人、R3：70人、R4：62人、R5：79人	障がい福祉課
181	就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な企業等での実習や事業所が取り組むスキルアップ研修の支援を図ります。	実績なし。※実習の申請は1件あったが諸事情により実習が中止してしまったため。	障がい福祉課

（４）障がい者の特性に応じた就労支援

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
182	難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハローワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。	鳥取県難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）において、ハローワーク米子の難病患者就職サポーターと連携し、就労支援が必要な難病患者の相談対応と就労支援に関する情報提供を行ったほか、出張相談会の開催を支援した。	健康政策課
183	通勤や職場等における支援により重度障がい者等の雇用や自営を含む就労が広がるよう、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施を市町村に働きかけるとともに、（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構や鳥取労働局等と連携し、重度障がい者を雇用する企業への関連助成金制度の活用促進、普及啓発・相談対応を行います。	国ハローワークに特別事業を含む各種助成金のリーフレットを備え、必要に応じて案内したほか、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催する障害者職業生活相談員の研修会等で、普及啓発を行った。 重度障害者当就労支援特別事業について、市町村の自主性を尊重しながら、ニーズに即した事業実施を促していくとともに、制度運用に当たって課題等があれば、機会を捉えて国に対し制度の見直し等を求めていく。	雇用・働き方政策課 障がい福祉課
184	障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働やテレワークなど、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。	○各障害者就業・生活支援センターに職場開拓支援員及び職場定着支援員を配置し、職場実習先の開拓、実習先のマッチングとともに、就職後の職場定着支援を行った。	雇用・働き方政策課
185	在宅での就業やICT（情報通信技術）を活用した就業など、多様で柔軟な働き方を進めるうえで、支援機関等による相談、コーチングや技術的支援などアウトリーチ対応も含めた支援環境づくりに努めます。	○パソコンボランティア派遣事業で、個々の障がい者の要望に応じパソコンボランティアの派遣を行うことにより、障がい者の情報バリアフリーを推進し社会参加の促進を諮った。（パソコンボランティア派遣件数：111件） ○令和4年度からは、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律」の制定を受け、情報保障におけるモデル県となっていく取組を進めるため、「鳥取県障がい者 ICT総合推進事業」を開始し、これまでのパソコンボランティアに加え、次の事業を開始した。 ・障がい者ICT相談窓口による相談対応、 ・パソコン及びタブレット端末等の貸出し、 ・視聴覚当事者団体等と連携したICTに関する地域別研修会の開催 等	障がい福祉課
186	発達障がい者を支援するためのネットワークを構築するとともに、鳥取労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワークを構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。	○県東部・中部地区では支援機関、学校（特別支援学校・高等学校）による「支えるネット」と、さらに県、鳥取労働局、鳥取障害者職業センターを加えた「発達障がい者就労支援ネットワーク会議」を開催して、各機関が連携して就労の支援に取り組んだ。西部地区では支援機関、学校による発達障がい者等就労支援連絡会を開催して、問題点を共有するなどして就労支援に取り組んだ。 ○鳥取労働局、鳥取障害者職業センターと共催で、障がい者理解して職場の同僚等として障がい者を支える「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催した。（2回開催、延べ138人受講）	雇用・働き方政策課
187	農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催等に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。	中国四国農政局が主宰している中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク加入や関係機関との連携により、各圏域PTに対してイベント情報や交付金などの関連情報の提供を行った。	障がい福祉課

(5) 工賃向上に向けた取組

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
188	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成、公表し、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達するとともに、当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。また、県以外の官公庁や民間企業等に対しても障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行います。	法に基づき調達方針を定め、当該年度の調達目標額を設定した。また、障害福祉サービス事業所に対する、ハートフルサポート事業（無利子融資、新商品開発補助、協働連携企業補助）を行い、工賃向上環境の向上に努めた。新商品開発支援事業補助金5件（補助金交付額3,021,000円）及び無利子融資2件（融資実行1,000万円に対する利子相当額支援）を採択した。	障がい福祉課
189	工賃水準の向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所に対して、新商品開発等の支援や専門家派遣、ビジネス力向上のための研修などの支援を行います。	障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業により、障害福祉サービス事業所に対して、コンサルタント派遣、施設外就労促進・受託作業組替、事業所向けの研修等を実施した。	障がい福祉課
190	企業・官公庁からの大量発注を複数の事業所で連携して受注するための共同受注体制を充実し、更なる障がい者の工賃向上につなげます。	とっとりモデルの共同受注体制構築事業により、複数の障害福祉サービス事業所が作業可能な共同作業場を設置、運営し、大量受注を可能とする環境を整えた。	障がい福祉課
191	障がい者就労施設等の具体的な活用事例をホームページ等で紹介するとともに、企業、官公庁への働きかけを行い、優先調達の推進に努めます。	とりネット「は～とふるTOTTORI」で障害福祉サービス事業所の取組・製品を紹介した。	障がい福祉課
192	農福連携推進コーディネーターを配置し、農家と障害福祉サービス事業所とのマッチングを進めるとともに、農業を自主事業とする障害福祉サービス事業所の育成を進めます。また、農業のみならず、障害福祉サービス事業所と水産業との連携を深める等、様々な形態の産業との連携を通じて工賃向上につなげるとともに、地域と障がい者が就労を通じて関わりをもつことを進めることにより、障がいの理解促進に繋がります。	農福連携推進事業により、障害福祉サービス事業所と農家とのマッチング（276件）や自主農業の推進を図ると共に、ごきげんマルシェを開催（9回）し農福連携の取組を広く紹介した。	障がい福祉課
193	工賃向上の取組にあたっては、各事業所の特性を類型化し、目標工賃等を設定した工賃3倍計画に基づき、それぞれの事業所の特性に応じたきめ細かな支援を行います。	障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業において、総合相談窓口、共同受注窓口、事業所の特性に応じた支援等を実施した。鳥取モデルの共同受注体制構築事業において、共同作業場の運営支援を行ない利用者の工賃向上に貢献した（総受注金額は約3,500万円。利用者の月額平均工賃は4万5千円（通所のみであり、事業所の持ち帰り作業に従事したものを含まない））	障がい福祉課

(6) 年金・手当等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
194	障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望してまいります。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組めます。	障害年金のパンフレットについて、関係機関に送付し、制度の周知に取り組んだ。	障がい福祉課
195	知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援します。	各地区に障がい者の権利擁護に関する電話相談や面接相談等への対応ができる支援チームを設置済。	障がい福祉課

7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ

(1) 教育

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
196	障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のための特別支援教育をさらに推進します。	発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援に関する教職員の専門性向上に向けて、ユニバーサルデザインの視点での授業づくりや環境づくりに関する基礎的理解を進め、通常の学級における指導・支援の充実を図るために研修を行った。	特別支援教育課
197	発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。	切れ目ない支援体制構築に向けて、教育支援体制整備事業（国から市町村への直接補助）を活用し、鳥取市、米子市及び湯梨浜町に医療的ケアを実施する看護師を配置、江府町に外部専門家等を配置した。	特別支援教育課
198	特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。	県教育センターによる基本研修や専門研修等で、教職員の指導力向上を進めている。特別支援教育の手引（鳥取県教育委員会）の活用を周知するとともに研修を進めている。また、特別支援教育オンデマンド研修サイト「特別支援教育まなびの広場」を開設、「こどもたちの『わかる』『できる』をささえるユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援」リーフレットを発行し、指導の充実を図っている。	特別支援教育課
199	各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援体制の構築を促進します。	切れ目ない支援体制構築に向けて、教育支援体制整備事業（国から市町村への直接補助）を活用し、鳥取市、米子市、湯梨浜町に対しては看護師配置の支援を行い、江府町に対しては作業療法士活用の支援を行った。	特別支援教育課
200	障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めるため、学校、地域、企業など多様な対象に向けて障がい者等への配慮や理解を深める講座を開催するなど、多様な機会を捉えてあいサポート運動を推進します。	○障がい者当事者による障がい者理解公開講座を一般事業者に対して行うことにより、障がい者への理解をより深めるよう取組を行った。 ○学校や公民館、企業等、様々な場所であいサポート研修を行った。 ○あいサポート企業拡大推進員による企業等に対する周知活動を通して、一般事業者に対して積極的にあいサポート企業・団体認定について案内し、運動の推進を図った。	障がい福祉課
201	各種研修、講演、講義やイベント開催においては、情報保障、意思疎通支援など合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を拡大します。	○あいサポート研修を行うことにより、障がいのある方への必要な配慮等について学んでいただくことで、情報保障を含む合理的配慮についての理解を深め、共に学ぶ場の拡大に寄与した。 ○障害者差別解消法の基本的な事柄を理解していただくためのシンポジウムを現地とYouTube配信とのハイブリット開催し、障害者に対する差別の解消と合理的配慮の浸透を図った他、手話通訳者の配置や字幕による情報保障を行い、共に学ぶ場の拡大を推進した。	障がい福祉課

202	<p>県立図書館において、図書館利用に障がいがある方を対象とした「はーとふるサービス」を充実するほか、視覚障がい等により、読書に困難を抱える方が身近に読書を楽しめるよう、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等と連携し読書バリアフリーに向けた環境整備を図ります。</p>	<p>○鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会の開催 ・第1回：令和5年8月26日（金）、・第2回：令和6年2月16日（金） ・主な参加者 障がい者団体、ボランティア団体、図書館・学校関係者等</p> <p>○サビエ図書館普及イベントの開催 ・8月20日（日）（倉吉未来中心）、・11月11日（土）、12日（日）（イオンモール日吉津）、・11月23日（イオンモール鳥取北）</p> <p>○障がい者サービス実務担当者会の開催 ・実施日：令和6年1月19日（金）、・内容：県内図書館における障がい者サービスの取組について、実務担当者で情報共有・協議</p> <p>○バリアフリー映画上映会の開催 参加者 67名 ・実施日：令和6年3月13日（水）、・上映作品：「きみの瞳(め)が問いかけている」</p> <p>○はーとふるサービスの充実 ・機器整備（電子ルーペ「クローバー4」（4.3インチ）：1台、携帯型拡大読書器「クローバー10」（10インチ）：1台、デジター図書再生機「エンヴォイコネクト」：1台）</p>	図書館
		<p>○県立図書館において、目や耳で楽しめる図書（マルチメディアデジター等）の紹介、郵送貸出サービスの実施、音声で楽しむための機器（プレクストーク等）の整備等を行った。</p> <p>○視覚障がい者等向けICT機器使用研修やマルチメディアデジター使用研修を行ったほか、点訳・音訳ボランティア向けのスキルアップ研修を実施した。また、県立図書館と連携し、マルチメディアデジター等を普及啓発するイベントを開催した。</p>	障がい福祉課

(2) 文化・芸術活動の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
203	<p>障がい者の文化・芸術活動に対する支援を行うとともに、「あいサポート・アートとっとり展」・「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催や障がい者アートの常設展示拠点の支援などを通じて文化・芸術に関する発表の場、作品の観賞の場の充実を図り、障がいの有無にかかわらず共に楽しみ、県民の障がいの理解を進めるための環境づくりを進めます。</p>	<p>○鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金（障がい者が取り組む芸術・文化活動に係る経費を支援） ・支援事業数：文化芸術活動促進事業（ベーシック型）17件、・文化芸術活動促進事業（ステップアップ型）31件、・個展等開催事業31件、・交流促進事業2件</p> <p>○あいサポート・アートとっとり祭の開催（障がい者の取り組む舞台芸術や作品の発表、鑑賞機会の場を提供） ・出演者：26団体、来場者数：3,620人</p> <p>○あいサポート・アートとっとり展の開催（障がい者の取り組む舞台芸術や作品の発表、鑑賞機会の場を提供） ・応募作品数：476点、入館者数：1,757人</p> <p>○障がい者の芸術・文化活動拠点として「あいサポート・アートセンター」を継続運営。芸術・文化活動に取り組む障がい者・支援者の相談支援や障がい者の優れた芸術・文化作品の展示等を行った。 ・作品展示：県内企画展7回、・観覧者数：延べ978人</p>	障がい福祉課
204	<p>東京オリンピック・パラリンピックを契機として全国の都道府県と連携してスタートした障がい者の文化・芸術活動の振興の取組をレガシーとして、引き続き推進します。</p>	<p>令和5年5月に「共生社会の実現を目指す障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の総会を開催し、大阪・関西万博とその先を見据え、全国の都道府県及び当事者団体等が連携して障がい者の芸術文化活動を強力に応援していくこと等を決議した。また、万博前年度となる令和6年度以降の取組について、全国手をつなぐ育成会連合会をはじめとした関係団体と協議を進めるとともに、令和6年2月に滋賀県で開催された「アミニティーフォーラム」において、知事連盟の取組について全国の福祉関係者等へ周知を図った。</p>	障がい福祉課
205	<p>障がい者が文化・芸術活動に自ら取り組む環境整備として、参加体験（ワークショップなど）の機会を創出・支援するとともに、文化芸術活動についての相談体制を整備し、障がい者の文化・芸術活動を担う個人・団体や文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ります。また、支援者向けセミナーの実施などにより、障がいのある人による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成に努めます。</p>	<p>あいサポート・アートセンターの事業として、創作活動や作品の販売等に関するワークショップやセミナーを開催した。</p> <p>①「MeetuP vol.01」、「MeetuP vol.02」ゆるり〜と〜く ・日程：令和5年6月18日(日)、24日(土)、8月20日(日) ・参加者：33名</p> <p>②アートセミナー&座談会 もしも「絵が欲しいよ（買いたいよ）」と言われたら ・日程：令和5年9月5日(火) ※オンライン</p> <p>③フクシマアートフォーラム ・日程：令和5年11月19日(日) ・参加者：34名</p> <p>④映画「地蔵とリビドー」上映会&トークショー ・日程：令和5年12月10日(日)、令和6年1月28日(日) ・参加者：88名</p>	障がい福祉課
206	<p>余暇活動の中で、自らの楽しみや社会への参加行為として、障がい者アートの場を活用することを促進します。</p>	<p>アート活動に取り組みややすい環境を整備するため、「障がい者アート活動支援事業補助金」により助成を行った。 交付件数：81件（文化芸術活動促進（ベーシック型）17件、文化芸術活動促進（ステップアップ型）31件、個展等開催31件、交流促進2件）</p>	障がい福祉課
207	<p>障がい者アートを積極的に展示する「鳥取県はーとふるアートギャラリー」の認定を促進し、県民が気軽に障がい者アートを楽しむ機会を創出します。</p>	<p>○県民が気軽に障がい者アートを楽しむ機会を創出し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性の表現や能力の更なる発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする「鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度」において、「いろいろ小径ギャラリー」（鳥取市）を第5号として認定した。</p>	障がい福祉課
208	<p>県内で開催される文化・芸術の公演等において、手話通訳や要約筆記の設置等に取り組めます。</p>	<p>○文化政策課直営事業での手話通訳設置（R5実績：2件） ・伝統芸能まつり、・鳥取県文化功労賞受賞記念公演</p>	文化政策課
209	<p>ロービジョンを含む視覚障がい者及び聴覚障がい者などが映画を楽しむことができるよう、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進します。</p>	<p>文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金（R5実績なし）</p>	文化政策課
210	<p>読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字図書館や県立図書館等において、アクセシブルな書籍等を貸し出すとともに、聴覚障がい者センターにおける字幕入りDVDの貸出により、ロービジョンを含む視覚障がい者等、聴覚障がい者が日常的に文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。</p>	<p>聴覚障がい者センターにおける字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書、音声テープ等の貸出を行った。 【字幕入りDVD貸出件数】278件 東部：225件、中部：33件、西部：20件 【点字・録音図書の貸出数】点字図書：315冊、録音図書：7,320巻</p>	障がい福祉課
211	<p>重症心身障がい児者等の重度の障がい者が積極的に文化・芸術活動や余暇活動等に参加できる支援のあり方について検討します。</p>	<p>○あいサポート・アートとっとり祭では、救護室にベッド等を備えるとともに、対応に慣れた看護師を配置することで、重度の障がい者が安心してイベントに参加できる環境を整備した。 ○併せて、ご自宅等でも鑑賞いただけるようインターネットでのライブ配信及びアーカイブ配信を行った。</p>	障がい福祉課

(3) スポーツ等の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
212	令和3年に開催される東京パラリンピック等を見据え、県内の障がい者アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会への参加等に必要な支援を行います。	県内の障がい者スポーツ選手・団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会参加の支援を行い、各競技において、海外・国内大会で活躍する成果に繋がった。	スポーツ課
213	障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障がい者アスリートを指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図ります。	パラアスリートや指導者の招聘による選手・指導者に対する講習会や体験会等の実施。	スポーツ課
214	障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとする医科学サポートの充実に取り組みます。	障がいのある方がスポーツを始める・続けるための医事・栄養・トレーニング・スポーツ相談会を毎月実施した。また、集合形式で栄養講習会を開催した。	スポーツ課
215	障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境の整備や、障がい者スポーツを推進する指導人材の育成、県内各地での活躍の場の確保に取り組みます。	県内東・中・西部の各地区においてスポーツ教室を開催し、身近なスポーツ機会の提供、環境整備に取り組んだ。また、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催、スポーツ指導員資格取得者が参加したスキルアップ研修会を開催し指導者の技術力向上を図った。	スポーツ課
216	障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健常者の交流の場を設けていきます。	県内東・中・西部の各地区においてスポーツ教室を開催するとともに、鳥取県障がい者スポーツ大会や障がい者団体が行う各種大会への支援を行った。また、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリアにおいて、障がいあるなしに関わらないスポーツ教室やフェスティバルを実施。	スポーツ課
217	全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障がい者の国内外の交流を支援します。	全国障がい者スポーツ大会への選手・役員の派遣。また、国際交流として江原道（韓国）に卓球競技の選手・役員を派遣し交流した。	スポーツ課
218	年少期から高齢期を通じて、身近な地域で障がい者が、障がいの特性や程度に応じて、スポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強化します。	市町村への周知・広報を行いながら県内東・中・西部の各地区において年間を通してスポーツ教室を開催したり、地域や学校等で開催されるスポーツ教室等も含め障がい者スポーツ指導員を派遣するなどして、身近なスポーツ機会の提供、環境整備に取り組んだ。	スポーツ課
219	障がい者スポーツに係る大規模大会や合宿誘致に向け、競技団体や市町村と協力し、誘致活動の取組を推進します。	今後、デフリンピック東京大会や世界陸上、またアジア大会等の大きな大会が国内において予定されていることから、今後も合宿誘致や強化練習会の誘致に向けて関係機関と協力して取組を進めていきたい。	スポーツ課

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
220	障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取り組みを検討します。	障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、差別事例や解消事例について行政・事業者・障がい者関係団体に共有し、その方策について協議した。(R6.1)	障がい福祉課
221	障がい者差別解消相談支援センターの設置により、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、専門的知見を活用した相談者への助言を行うとともに、関係機関の紹介など、必要な支援を行います。	障がい者差別解消支援センターを東部・中部・西部に設け、専門員を配置して相談者に対して必要な支援を行っている。	障がい福祉課
222	障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等に取り組みます。また、基本方針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者が行う取組を支援するなど具体的な取組を実施します。	○障害者差別解消法の基本的な事項を理解していただくためのシンポジウムを企画・実施した(令和5年11月にオンラインにて実施)。 ○社会的障壁を除去するための取組について支援する「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」制度を設けている。 ○令和6年1月に鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、事案等を共有し、事案の対応をどう行うべきか協議した。	障がい福祉課
223	雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。	○合理的配慮の提供義務化を周知するチラシを、県内事業所に配布した(約1,000事業所) ○鳥取労働局、鳥取障害者職業センターと共催で、障がいを理解して職場の同僚等として障がい者を支える「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催した。(2回開催、延べ138人受講) ○障がい者雇用への理解を深め、雇用促進につなげるため、経営者・管理職等を対象とする「障がい者雇用企業トップセミナー」を開催した。(63人参加) ○障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブック活用セミナーをオンライン及びアーカイブ配信で開催した(17名受講)。 ○県内事業所の好事例紹介動画を作成の上、県公式ウェブサイトで公開し、事業所等に周知した。	雇用・働き方政策課

(2) 障がい者虐待防止の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
224	虐待通報等に適切に対応できるよう、市町村虐待防止センター、県権利擁護センター等の職員研修を実施し、さらにその内容を充実させます。	鳥取県社会福祉士会に委託し、県・市町村障がい者虐待防止関係職員等のための研修を実施している。 <令和5年度実績> ・共通基礎研修：181名、・権利擁護センター・虐待防止センター等職員(相談窓口)向け研修：36名、・管理者・従業者向け専門研修：121名 ・現場力向上研修(現場スタッフの専門研修)：58名、・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座：94名	障がい福祉課
225	障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害者虐待防止法施行からこれまでの県内の障がい者虐待に関する検証を行い、必要な措置を検討します。	○障がい者虐待防止・権利擁護事業 専門的な見地から障がい者の支援を行えるよう東、中、西部各地区に障がい者虐待防止支援チームを設置し、障がい者虐待及び権利擁護等に関する電話相談や面接相談等に対応した。 <令和5年度実績>・電話：76件、・面接：32件、・派遣：15件、・研修講師：3件 ○また、地域自立支援協議会の権利擁護部会において、障がい者虐待防止を推進していくための議論を行った。(R5.6.13、R6.3.7)	障がい福祉課

226	障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実地指導において体制の整備状況及び支援現場の確認を徹底します。また、市町村担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。	<p>障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス事業所等の指導監督を計画的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者虐待防止・権利擁護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成研修派遣：3名、 ○障がい者虐待防止研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・虐待防止センター職員等研修コース／障がい福祉サービス事業所等における障がい者虐待の防止と対策コース【共通基礎研修】参加者 181名 ・障がい福祉サービス事業所等における障害者虐待の防止と対応コース【専門研修】参加者 のべ 121名 ・障がい福祉サービス事業所等における障害者虐待の防止と対応コース【現場力向上研修】参加者 のべ 58名 ・権利擁護センター・虐待防止センター職員等講習 参加者 36名 ・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座（県民講座）参加者94名 ・障がい者虐待防止法啓発（新聞広告の掲載） 1回（令和5年11月12日） 	障がい福祉課
227	強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止するため、事業所職員に対して強度行動障がい者の支援に特化した研修会を実施し、強度行動障がいに対応できる事業所職員の養成のほか、支援の質を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者福祉従業者等研修事業 R4受講者数 、○行動援護従業者養成研修：62名、○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）：124名 ○強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）：87名、○強度行動障がい支援者専門研修：10名 ○障がい者福祉従業者等研修事業（R5受講者数） <ul style="list-style-type: none"> ・行動援護従業者養成研修：58名、・強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)：121名、・強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)：81名 ・強度行動障がい支援者専門研修：8名 	障がい福祉課
228	強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の休息（レスパイト）にもつなげます。	○強度行動障がい者入居等支援事業 重度の強度行動障がい者へ居住支援を行う社会福祉法人等（入所施設）に対し、市町村を通じて運営費の補助を行い、強度行動障がい者の施設等待機状況の解消を図った。（R5補助実績 5市村 7,950千円）	障がい福祉課
229	「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。	○障がい者虐待防止・権利擁護事業 鳥取県社会福祉士会に委託し、事業所や自治体の職員等を対象とした研修の実施、公開講座の開催及び新聞広告掲載を行っている。	障がい福祉課

（3）権利擁護の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
230	障がい者本人が自ら意思決定するという原則を最大限尊重し、支援者等が本人の「意思」あるいは「思い」や「気持ち」の表明を支援するなど障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるよう配慮するとともに、成年後見制度の周知及び適切な利用の促進に向けた取組を進めます。	<p>各地区に障がい者虐待及び権利擁護等に関する電話相談や面談相談等への対応ができる支援チームを設置している。</p> <p><令和5年度実績>・電話：76件、・面接：32件、・派遣：15件、・研修講師：3件</p> <p>鳥取県成年後見支援センター運営支援事業により東中西の成年後見支援センターに支援を行い、成年後見制度の利用促進を図った。（R5実績：13,500千円＝4,500千円×3センター） また、市町村・市町村社協・地域包括支援センター職員等を対象に研修会を実施した。</p>	障がい福祉課 孤独・孤立対策課
231	障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を行います。	「あいサポート条例」（第13条）に基づき、障がいを理由とする差別の解消を図り、当該差別につき相談に応じて相談者への支援を行うための窓口として障がい者差別解消相談支援センターを平成29年9月に設置した。	障がい福祉課

（4）行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
232	各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。	障害者差別解消法（合理的配慮の提供）等に関するシンポジウムを実施し、職員への参加を広く働きかけた。	障がい福祉課
233	行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。	障害者差別解消法（合理的配慮の提供）等に関するシンポジウムを実施し、職員への参加を広く働きかけた。	障がい福祉課

9. あいサポート運動の推進等

（1）あいサポート運動の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
234	鳥取県民に対してあいサポート運動の周知・広報を更に進め、県内のあいサポーターの更なる増加に努めます。	○あいサポーター研修を146回実施し、県内の企業・団体等に広く運動の周知を行った。 ○令和5年度末時点で、全国のあいサポーター数は662,246人となった。（県内86,570人）	障がい福祉課
235	次代の担い手である児童・生徒が、障がいの正しい理解を深め、お互いが助け合う「あいサポート」の心を持って行動することができるよう、学ぶ機会の提供に努めます。	あいサポーターキッズの制度を設け、小学生に対してあいサポート研修を行い、また中高生に対しても学校においてあいサポート研修を実施するなど、学校現場でのあいサポート運動の普及・啓発に努めている。	障がい福祉課
236	あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。	令和5年度は、協定締結はなかったものの、協定締結に向けた具体的な調整を行い、今後協定自治体が増えていく見込みとなっている。	障がい福祉課

237	あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・商業施設等の従業者が実践的な接遇研修を受けられるよう必要な検討を進めます。	○あいサポート運動をさらに発展させていくため、障がいの特性や障がい者本人が困っていること、必要な配慮を障がいの区分ごとに紹介し、合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進を図るためのハンドブック、DVDをあいサポーター研修で活用するとともに、あいサポートDVDの内容について、当該運動や合理的配慮の提供について一層取組が進むよう刷新した。 ○県内企業等に対して、障がい者に対する理解を深めていただくための研修会を案内し、東部・中部・西部の3会場において、県内企業・団体に対して障がい当事者理解公開講座を実施した。障がい当事者が講師として出向き、障がいのある方への必要な配慮等についての講習を行った。	障がい福祉課
-----	--	--	--------

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
238	外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者等のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、県内での普及を図ります。	ヘルプマークのチラシを県内施設に配架する他、各種研修会等においてチラシを配布し、ヘルプマークの普及を図った。	障がい福祉課
239	あいサポート条例に基づき、県民や事業者による障がい者に対する理解を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解を目的とした学習会の実施など、県民の障がい者に対する理解をさらに深める取組を積極的に進めます。	○あいサポート運動をさらに発展させていくため、障がいの特性や障がい者本人が困っていること、必要な配慮を障がいの区分ごとに紹介し、合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進を図るためのハンドブック、DVDをあいサポーター研修で活用するとともに、あいサポートDVDの内容について、当該運動や合理的配慮の提供について一層取組が進むよう刷新した。 ○県内企業等に対して、障がい者に対する理解を深めていただくための研修会を案内し、東部・中部・西部の3会場において、県内企業・団体に対して障がい当事者理解公開講座を実施した。障がい当事者が講師として出向き、障がいのある方への必要な配慮等についての講習を行った。	障がい福祉課
240	県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑な利活用に必要な配慮等についての理解を促進します。	福祉のまちづくり条例では、一定規模以上の施設において道路と敷地内の誘導ブロックの接続を義務化しており、さらに令和4年3月に条例を改正して基準面積を引き下げるなど視覚障がい者に配慮した施設整備を推進している。 令和4年度に創設したUDアドバイザー派遣制度により、障がい者等の意見を反映した施設整備が促進されるよう取り組んだ。またバリアフリーの施設情報を提供するアプリの認知度向上のため、チラシ、ポスターを作成し、空港、駅、公共施設等に配布した。	住宅政策課
241	障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。	県内の肢体不自由特別支援学校でのポッチャ交流は実施できなかったが、皆生養護学校は2年連続で全国ポッチャ甲子園決勝に進出し、他県の特別支援学校と交流を深めた。琴の浦高等特別支援学校は他県の特別支援学校や定時制高校とのスポーツ交流を予定していたが、日程調整が難しく実施できなかった。	特別支援教育課
242	身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。	様々な障がいの特性や障がい者本人が困っていること、必要な配慮を障がいの区分ごとに紹介し、合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進を図るためのハンドブックを活用し、理解を促した。	障がい福祉課
		事業所、施設の設置運営基準を規定した県条例で地域との交流に努めることを規定しており、実地指導において指導を実施している。	障がい福祉課
243	障がい者との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に対する理解を促進します。	内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品を表彰している。	障がい福祉課
244	児童生徒等に、障がい児者や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知した。人権学習講師派遣事業（障がい者スポーツ体験教室（車いすバスケットボール、ポッチャ）、あいサポート運動学習会）を担当部署（人権・同和対策課、障がい福祉課）と連携して実施した。	人権教育課

(3) ボランティア活動等の推進

項目番号	計画項目	令和5年度 状況	所属
245	地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めます。	鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」に掲載したボランティア募集情報（年間80件）のうち、ボランティア活動を通じて障がいのある方との交流・つながりを期待できるものを11件紹介した。今後も障がい者とふれあえるボランティア活動の募集情報を掲載していく。	県民参画協働課